

# 太良町次世代育成支援行動計画

## 後期行動計画

**たら子ども・子育て応援プラン**

平成22年3月

太 良 町

## はじめに

我が国では、死亡率が出生率を上回る人口減少社会が到来し、社会経済に及ぼす影響が懸念されており、少子高齢化の進展を抑制し仕事と生活の調和を実現していく施策を進めることが喫緊の課題であるとして、総合的な少子化対策の推進が求められています。

太良町においても、『次世代育成支援行動計画』を策定し、子どもが健全に育成され、自立していくことを支援してまいりましたが、今回、前期の目標達成状況や各事業の評価の分析などを踏まえながら、後期行動計画を策定したところです。

現在町は、厳しい財政状況のもとで、町民皆さま全ての要望にお応えすることは難しい状況にありますが、必要不可欠なサービスを、限られた予算の中で優先順位をつけて取り組むなど創意工夫をしながら、子どもたちの育成に対する支援を進めてまいりたいと思います。

「子どもたちを、そして子ども時代を誇りに思えるまち」を基本目標に掲げ、地域で子どもの成長を喜びあえる町を目指し、そして実現するため、行政はもちろんですが、町民の皆さまをはじめ、地域社会や学校、保育所、関係機関、ボランティアのみなさまの協力が重要です。町民の皆さまのご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました太良町次世代育成支援後期行動計画策定委員の皆さまはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆さま並びに関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成22年3月

太良町長 岩島 正昭

## 【目次】

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨と計画を取り巻く背景.....	2
(1) 次世代育成支援地域行動計画について.....	2
(2) 国の次世代育成支援対策の動向.....	3
(3) 国の青少年育成対策の動向.....	4
(4) 本町の動向 .....	4
2. 計画の対象・期間等 .....	5
<b>第2章 子どもと家庭を取り巻く現状</b> .....	7
1. 子育て環境の現状 .....	8
(1) 少子化の動向 .....	8
(2) 出生の動向 .....	10
(3) 家庭環境の状況 .....	14
(4) 就業環境の状況 .....	16
2. 子育て家庭を取り巻く状況.....	18
(1) 地域における子育ての支援.....	18
(2) 母親・子どもの健康.....	32
(3) 教育環境 .....	36
(4) 住宅及び居住環境.....	41
(5) 職業生活と家庭生活との両立.....	43
<b>第3章 前期計画の評価</b> .....	45
1. すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます .....	46
2. 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます .....	47
3. 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます .....	48
<b>第4章 次世代育成支援に関する主要課題</b> .....	49
1. 子育て環境の現状 .....	50
2. 子育て家庭を取り巻く状況.....	50
(1) 地域における子育ての支援.....	50
(2) 母親・子どもの健康.....	51
(3) 教育環境 .....	52
(4) 住宅及び居住環境.....	52
(5) 職業生活と家庭生活との両立.....	53

<b>第5章 計画のめざすもの</b> .....	55
1. 計画の基本方針.....	56
2. めざす姿（目標像）.....	58
3. 施策の目標.....	59
<b>第6章 分野別施策の展開</b> .....	63
1. すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます.....	64
2. 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます.....	71
3. 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます.....	75
<b>第7章 計画の推進</b> .....	79
1. 計画の推進体制を確立します .....	80
2. サービス提供体制を整備・充実します .....	80
3. 平成26年度までの主要事業の目標 .....	80
<b>資料</b> .....	83

# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

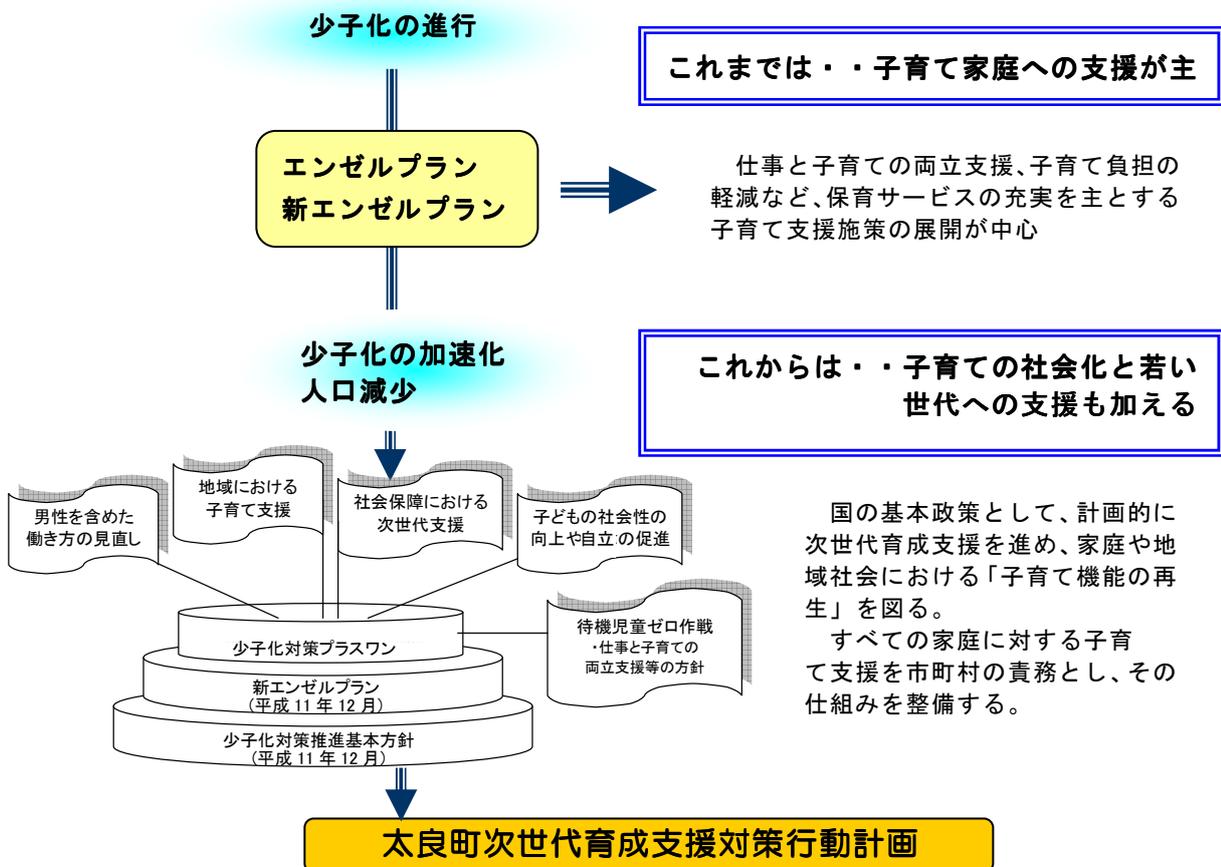
## 1. 計画策定の趣旨と計画を取り巻く背景

### (1) 次世代育成支援地域行動計画について

「次世代育成支援地域行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」(平成17年4月施行)において地方公共団体に策定が義務付けられた計画です。

計画期間は5年(5年ごとの見直し)であり、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が「必要」とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価(政策評価)とその結果の公表が求められています。

次世代育成支援地域行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義での「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合化した行動計画として、児童育成計画の内容を包含する計画に位置づけられます。

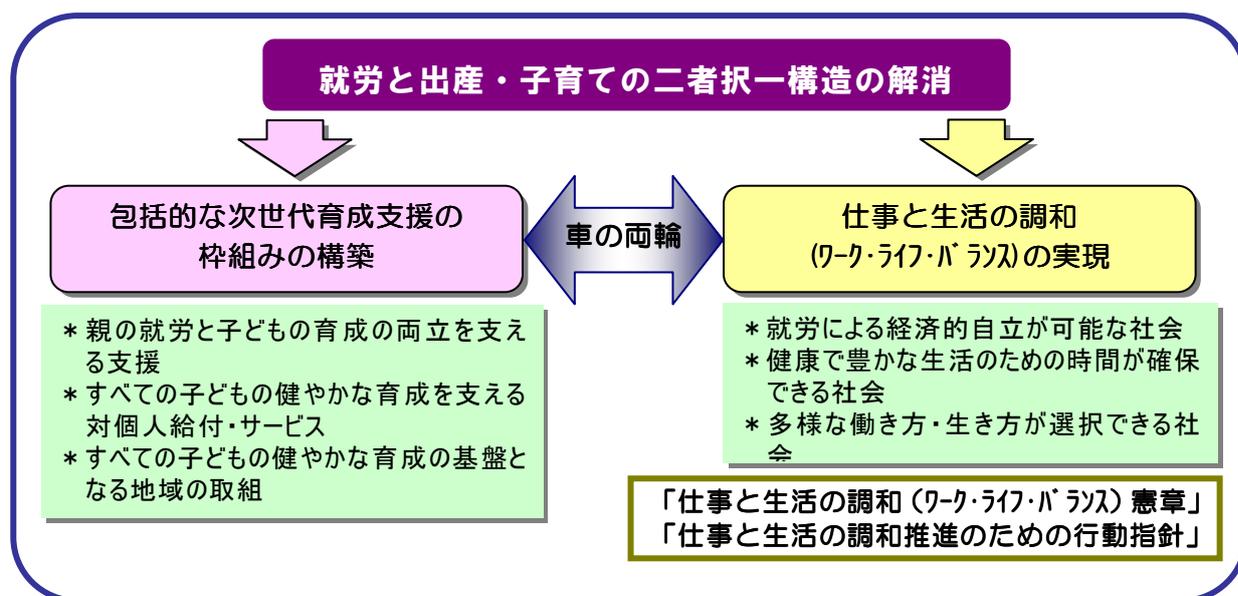


## (2) 国の次世代育成支援対策の動向

「次世代育成支援対策推進法」（平成17年4月施行、10年の時限立法）により、地方公共団体及び一般事業主（労働者301人以上）等に「次世代育成支援行動計画」の策定による次世代育成支援のための環境整備が義務付けられてから、5年が経とうとしています。

後期計画策定にあたり、国では、これまで「認定こども園」の設置や学校教育法の改正、保育所保育指針の改定など、すべての子どもの健やかな成長をめざす関連法制度の改革が進められてきました。

また、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、平成20年2月の「新待機児童ゼロ作戦」、平成20年7月の「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン」等により、次世代育成支援対策、少子化対策の新たな方向性が打ち出されています。



そして、平成20年8月には、上記のような戦略・認識に基づき、「行動計画策定の手引き」、「行動計画策定指針の改正方向案」が示されました。

### (3) 国の青少年育成対策の動向

国においては「青少年育成施策大綱」の見直し（平成20年12月 内閣府青少年育成推進本部決定）が行われており、以下の3点が基本理念としてあげられました。

後期基本計画では、この新しい「青少年育成施策大綱」を視野に入れ、住民ニーズを把握した上で検討する必要があります。

#### 1 青少年の立場を第一に考える

青少年は、親等家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めた掛け替えのない存在である。こうした青少年が、現代の我が国社会において、健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できるよう、大人社会の都合や関係機関等の側からの視点からではなく、何よりもまず青少年の立場に立って、現在の生活の充実と将来への成長の両面を支援していくことが必要である。

#### 2 社会的な自立と他者との共生を目指して、青少年の健やかな成長を支援

青少年が、心身ともに健康で、他者を思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己を確立し、自らの可能性を発揮できる、社会的に自立した個人として成長し、他者や地域社会とともに生きていけるよう支援していくことが必要である。

#### 3 青少年一人一人の状況に応じた支援を社会総がかりで実施

能力や可能性、更には抱える困難の状況等は個々人によって異なる。青少年への対応は、このように個々の状況に応じたきめ細やかなものとなるようにすることが重要である。青少年の育成に当たっては、こうした認識の下、青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であることや青少年の問題は大人社会の反映であることを踏まえ、行政のみならず、すべての組織や個人が、当事者意識を持って、青少年との信頼関係の上に、それぞれの役割や責任を果たしつつ、相互に協力・補完しながら取り組むことが必要である。

### (4) 本町の動向

本町では、平成17年3月に「太良町次世代育成支援行動計画」を策定し、“子どもたちを、そして子ども時代を誇りに思えるまち～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちたふれあいのまち～”の将来像のもと...

- ◆すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます
- ◆喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます
- ◆子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます

の3つの施策目標を掲げ、前期の施策・事業に取り組んできました。

## 2. 計画の対象・期間等

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、本町の将来のまちとしての姿、いわゆる都市像を示した「太良町総合計画」に基づく子育て支援の諸施策を推進するための計画として位置づけます。

### (2) 子どもの範囲

本計画における子どもとは、18歳未満の人を対象とします。

### (3) 計画の対象となる者

本計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域社会、企業・職場、各種団体等すべての町民を対象とします。

### (4) 計画の対象とする分野

本計画が対象とする施策分野は以下のとおりです。

- ①地域における子育ての支援
- ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤職場生活と家庭生活の両立の推進
- ⑥子ども等の安全の確保
- ⑦要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### (5) 計画期間

本計画は、前期計画(平成17年度から平成21年度)を受けて、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

### (6) 計画策定期間

本計画は21年度で策定するものとします。

まず、計画策定に当たり、本町における子どもを取り巻く現状を整理するとともに、町民の子育て支援に関するニーズ調査等により、地域が必要とするサービスを把握することを目的として実施します。

さらに、前期5年間の目標達成状況、各事業に対する評価等の分析と合わせ、委員会等での協議・検討を踏まえながら、地域が必要とするサービス量の目標値を設定し、本町の後期行動計画を策定します。

## (7) アンケート調査の概要

### ①調査の目的

本調査は、太良町に居住する0歳から6歳までの小学校入学前児童（就学前児童）および小学校児童（就学児童）の保護者を対象に、子育て支援に関する意識や各種行政サービスの利用状況、保健等に関する実態を把握し、太良町次世代育成支援後期行動計画策定のための基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

### ②調査実施方法

調査は、それぞれ以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査 (就学前と呼称)	小学校児童調査
1. 調査対象者と抽出方法	就学前児童：太良町に居住する0歳から6歳までの小学校入学前児童全員	就学児童：太良町に居住する全小学生全員
2. 調査方法	郵送により配布・回収	郵送により配布・学校単位の回収
3. 調査期間	平成21年5月26日（火）～ 6月24日（水）	平成21年5月26日（火）～ 6月24日（水）
4. 回収状況	発送数 309 回収数 267(267) 回収率 86.4%	発送数 439 回収数 399(397) 回収率 90.9%

(注)「4.回収状況」の回収数の( )内数値は集計対象とした数

### ③集計・分析にあたっての注意点

報告書中の「N=」とあるのはパーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。算出されたパーセントは小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合があります。また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

また、選択肢の内容が長くなる時には、図表の関係で、選択肢を省略した形で表しているところもあります。

## **第2章**

# **子どもと家庭を取り巻く現状**

1. 子育て環境の現状

(1) 少子化の動向

①人口の推移

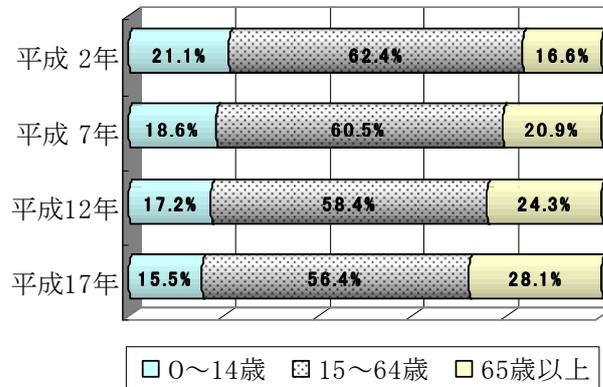
- 本町の総人口は平成17年国勢調査時点で10,660人であり、平成2年以降15年間は微減傾向にあります。
- 年齢区分別では、この15年間、14歳以下の年少人口の減少と65歳以上の老年人口の増加の傾向が続いています。
- 県平均と比較すると、平成17年で、年少人口比率(14歳以下人口の占める割合)の比率はほぼ変わらないものの、高齢化率(65歳以上人口の占める割合)は県平均を若干上回っており、着実に少子高齢社会が形成されつつあります。

■総人口の推移(太良町)■

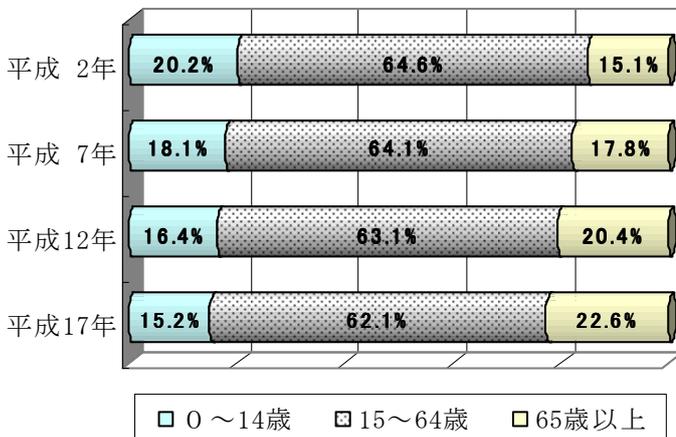
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	12,212	11,681	11,140	10,660
0～14歳	2,571	2,173	1,921	1,648
15～64歳	7,617	7,070	6,507	6,012
65歳以上	2,024	2,438	2,712	3,000

■年齢3区分別人口の推移■ (資料:国勢調査)

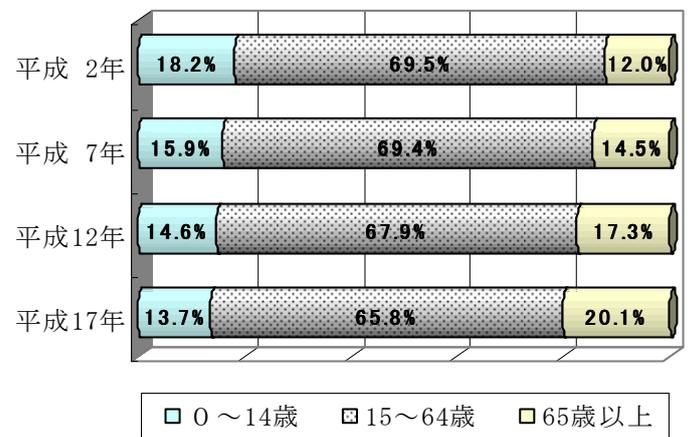
【太良町】



【佐賀県】



【全国】

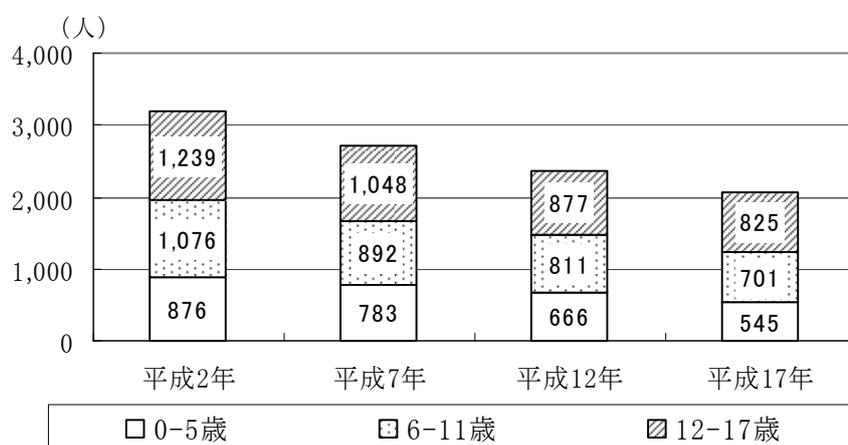


(資料:国勢調査)

## ②児童人口の推移

- 本計画の対象としている18歳未満の児童数は、平成17年国勢調査結果では、2,071人であり、この15年間減少傾向にあります。とくに平成12年からの5年間では12%の減少となっています。
- 年齢区分別の内訳をみると、平成2年以降15年間では、各年齢区分別の構成比には、それほど大きな変化は見られず、おおむねそれぞれ3分の1ずつを占めています。
- 人口の増減をみると、平成2年以降15年間では、「12-17歳」の中高生の減少数が大きくなっています。

■児童人口の推移■



(人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H17-H2
0-5歳	876	783	666	545	▲ 331
6-11歳	1,076	892	811	701	▲ 375
12-17歳	1,239	1,048	877	825	▲ 414
合計	3,191	2,723	2,354	2,071	▲ 1,120

(資料:国勢調査)

■年齢区分別構成比の推移■☆

(人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0-5歳	31.9%	32.5%	32.9%	33.2%
6-11歳	33.5%	33.1%	33.0%	33.0%
12-17歳	34.6%	34.4%	34.1%	33.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

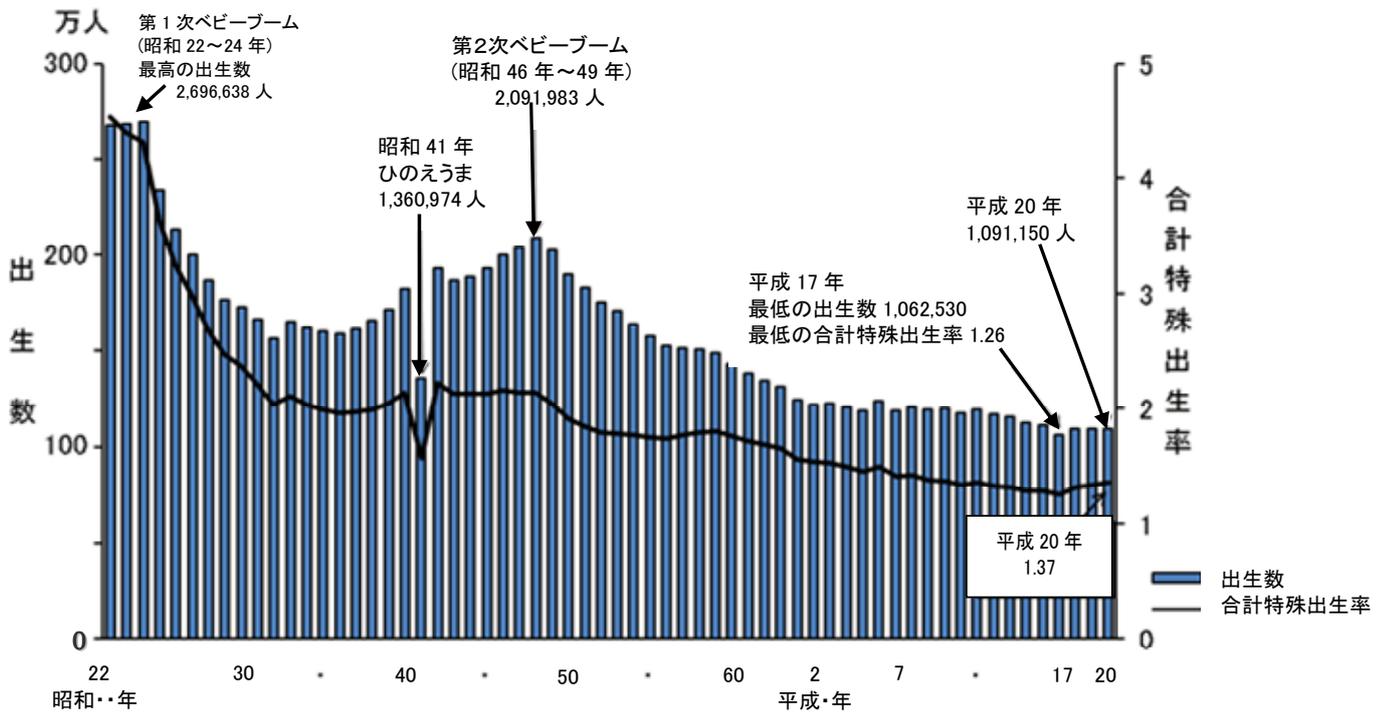
(資料:国勢調査)

(2) 出生の動向

①全国の動向

- 我が国の出生数は、昭和 49 年以降ほぼ一貫して減少し、平成 20 年には 109 万人となっています。今後さらに毎年 1 万 5 千人から 2 万人程度減少し、その後も毎年 1 万人程度減少を続け、2050 年には 67 万人になると見込まれています。
- 1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す合計特殊出生率\*は、平成 17 年には 1.26 まで低下していましたが、その後平成 20 年には 1.37 まで回復しています。それでも、現在の人口を維持するために必要だとされる 2.08 を大きく下回っています。
- 国立社会保障・人口問題研究所（以下、同研究所）の 2006 年の推計によると、国の人口は、2005 年の 1 億 2,777 万人をピークに減り続け、2055 年にはおよそ 8,993 万人にまで減少すると予想されています。

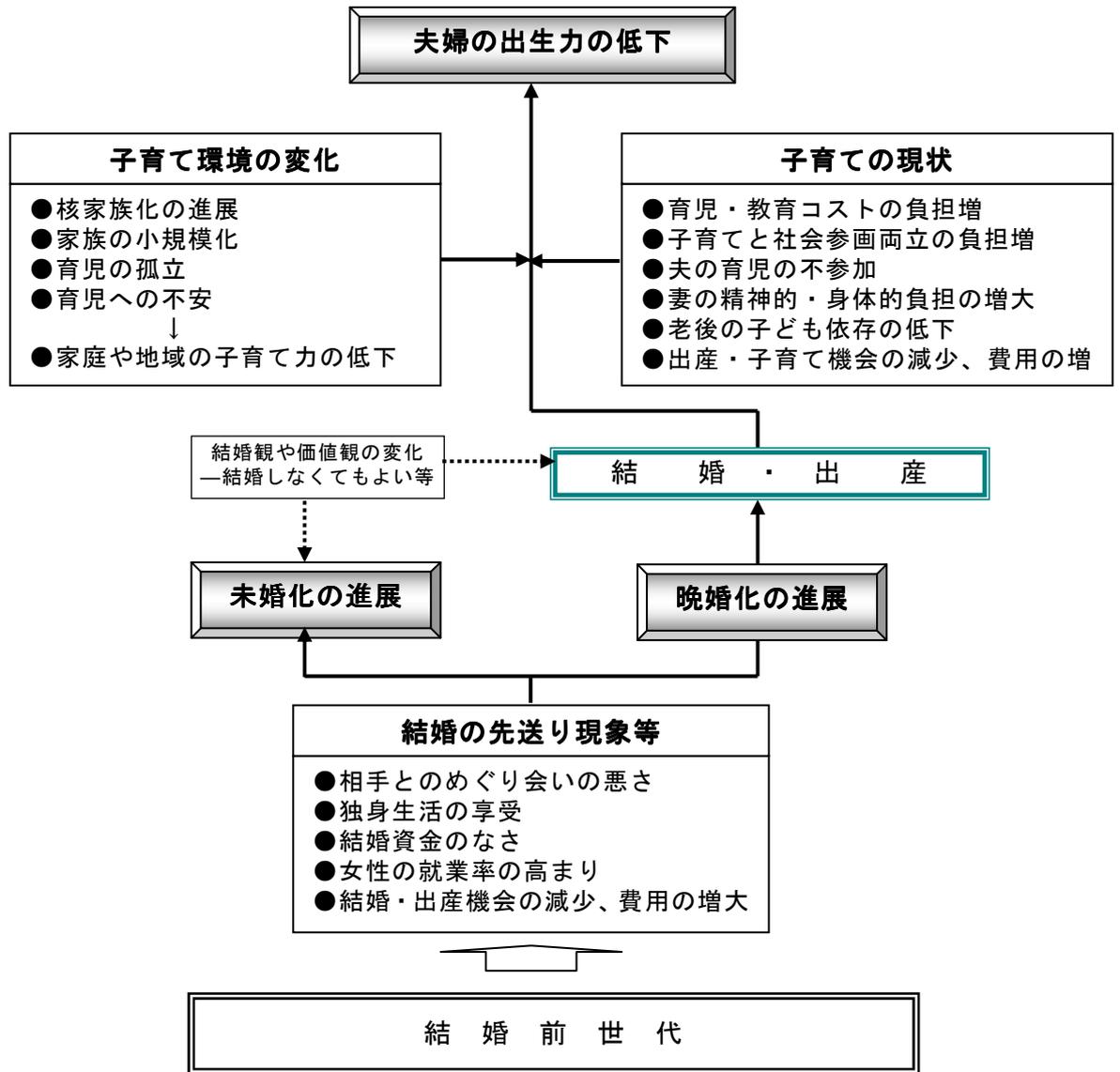
■ 出生数及び合計特殊出生率の推移(全国) ■



(資料：人口動態統計)

\*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数。

このような、少子化の原因や、その背景とされる要因をまとめると下図のようになります。

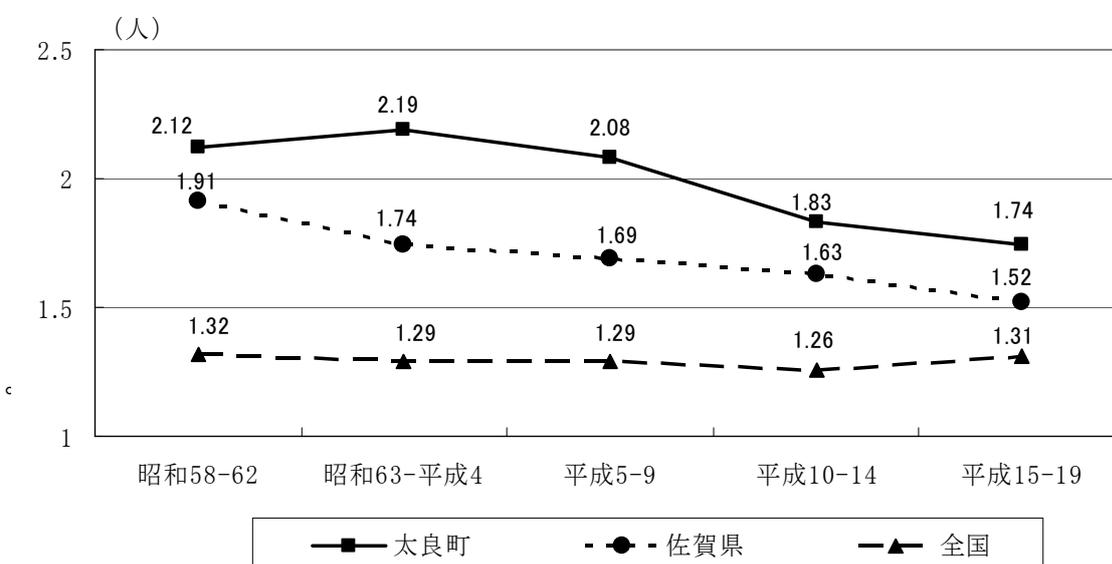


は少子化（出生率低下）の原因

②太良町の動向

- 本町の合計特殊出生率は、平成 15-19 年平均で 1.74 人であり、平成 10-14 年の 1.83 人から 5 年間で 0.09 人の減少となっています。
- 国は平成 15-19 年には対平成 10-14 年比では若干の増加となっていますが、県は反対に 0.1 人の減少となっており、本町以上の減少傾向となっています。
- 本町の場合、数値そのものは、まだ国・県を上回るものの、少子化傾向は相対的に続いています。

■合計特殊出生率■



(人)

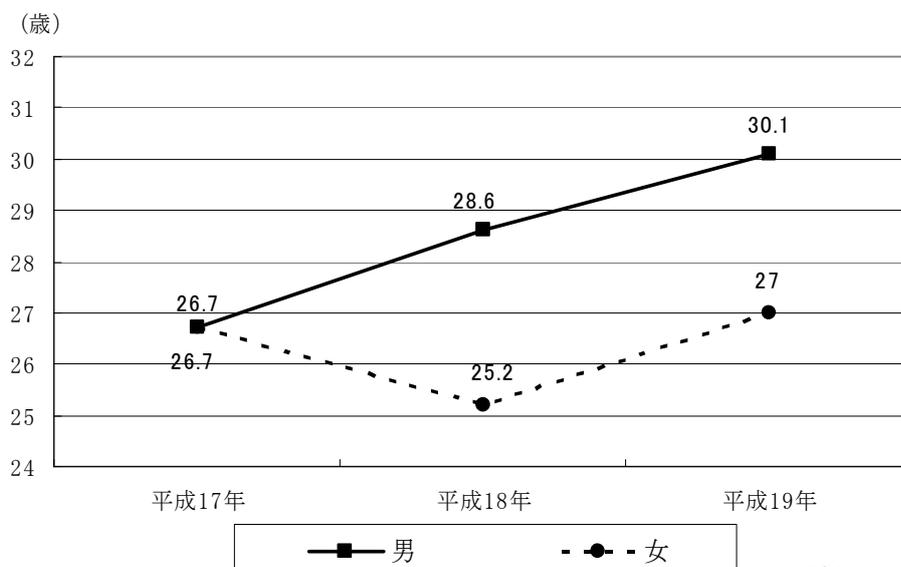
区分	昭和58-62	昭和63-平成4	平成5-9	平成10-14	平成15-19
太良町	2.12	2.19	2.08	1.83	1.74
佐賀県	1.91	1.74	1.69	1.63	1.52
全国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.31

(資料:人口動態統計)

### ③晩婚化の動向

- 本町の平均初婚年齢をみると、平成19年時点で男性30.1歳、女性27.0歳であり、男性はここ3年間高くなっており、女性はほぼ横ばいとなっています。国、県と比較すると平均年齢は高く、晩婚化の傾向は続いています。
- 年齢別の出生数は、平成19年では30-34歳がもっとも多くなっています。

■男女別平均初婚年齢■



区 分		平成17年	平成18年	平成19年
町	男	26.7	28.6	30.1
	女	26.7	25.2	27.0
県	男	29.0	29.0	28.9
	女	27.4	27.6	27.4
国	男	29.8	30.0	30.1
	女	28.0	28.2	28.3

(資料:人口動態統計)

■女性年齢別出生数(太良町)■

区分	平成17年	平成18年	平成19年
15～19歳	0	2	0
20～24歳	17	16	15
25～29歳	25	34	20
30～34歳	24	29	24
35～39歳	9	12	8
40～44歳	0	2	1
45～49歳	0	0	0

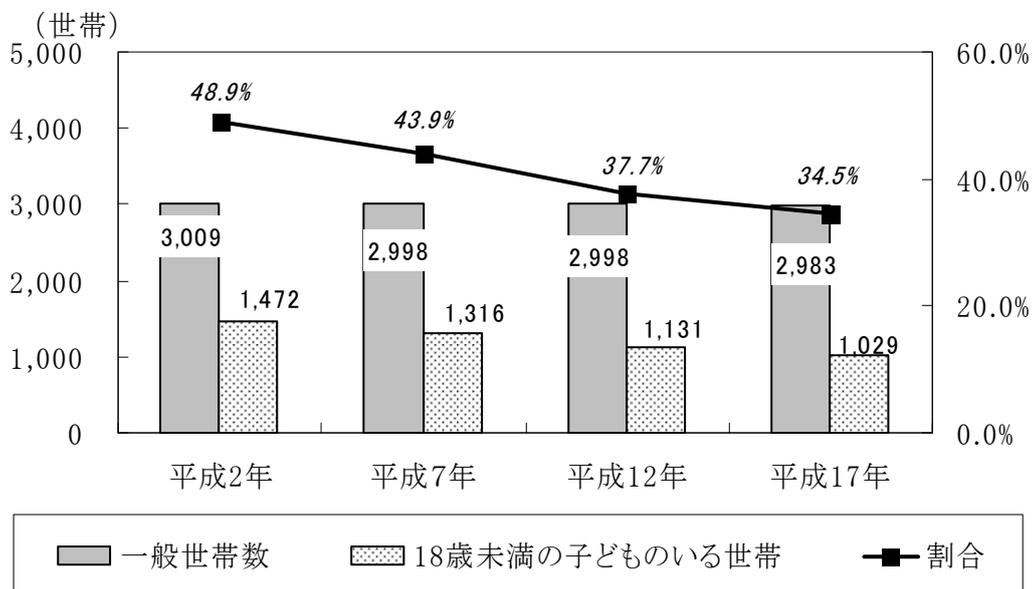
(資料:人口動態統計)

### (3) 家庭環境の状況

#### ①一般世帯数の推移

- 本町の一般世帯数は平成17年で2,983世帯であり、そのうち、「18歳未満の子どもがいる世帯」は1,029世帯であり、一般世帯数の34.5%を占めています。
- しかし、比率そのものは平成2年以降年々減少しており、平成2年の48.9%に比べ3割減と、本計画の対象となる人口を抱える世帯は着実に減ってきています。

■世帯数及び18歳未満の子どものいる世帯の推移■



#### ②家族類型別世帯の推移

- 一般世帯のうち、親族世帯<sup>※</sup>数はわずかに減少傾向にあり、平成17年の国勢調査では、本町の親族世帯数は2,527世帯となっています。そのうち、18歳未満の子どものいる世帯が約4割強、6歳未満のいる世帯は15%となっており、しかも、子どものいる世帯の占める割合は年々減少しています。
- 子どものいる世帯を家族類型別にみると、18歳未満の子どものいる世帯、6歳未満のいる世帯ともに、核家族世帯が2～3割を占めています。
- 「ひとり親世帯」は、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯では増減を繰り返しています。

※ 親族世帯：家族や親族から構成される世帯のこと。

■ 家族類型別世帯数の推移（太良町） ■

(単位:世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
親族世帯	2,728 100.0%	2,681 100.0%	2,591 100.0%	2,527 100.0%
18歳未満の子どもがいる世帯	1,471 53.9%	1,316 49.1%	1,131 43.7%	1,029 40.7%
6歳未満の子どもがいる世帯	577 21.2%	529 19.7%	462 17.8%	375 14.8%

資料:国勢調査

(単位:世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
18歳未満の子どもがいる世帯	1,471 100.0%	1,316 100.0%	1,131 100.0%	1,029 100.0%
核家族世帯	480 32.6%	378 28.7%	319 28.2%	315 30.6%
ひとり親世帯	59 4.0%	41 3.1%	32 2.8%	42 4.1%
三世代・その他家族世帯	991 67.4%	938 71.3%	812 71.8%	714 69.4%
6歳未満の子どもがいる世帯	577 100.0%	529 100.0%	462 100.0%	375 100.0%
核家族世帯	116 20.1%	115 21.7%	98 21.2%	91 24.3%
ひとり親世帯	9 1.6%	7 1.3%	7 1.5%	5 1.3%
三世代・その他家族世帯	461 79.9%	414 78.3%	364 78.8%	284 75.7%

資料:国勢調査

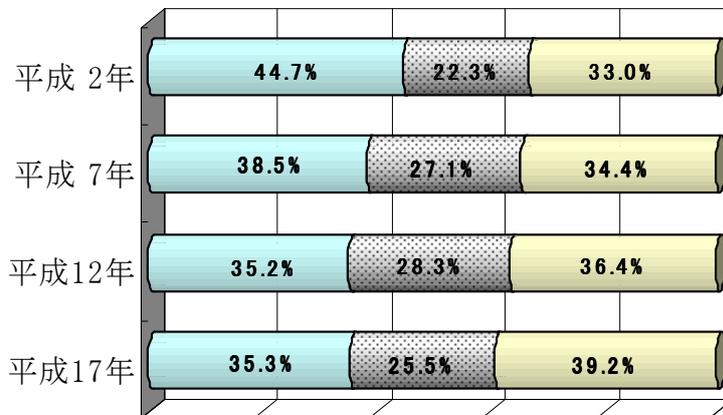
(4) 就業環境の状況

① 産業別就業状況

●本町の産業別就業率は、平成17年国勢調査時点で第1次産業35.3%、第2次産業25.5%、第3次産業39.2%となっており、本町の場合、国・県に比較して、農業を中心とした第1次産業の集積の大きさから同産業の占める割合が高くなっています。

■ 産業別就業率の推移 ■

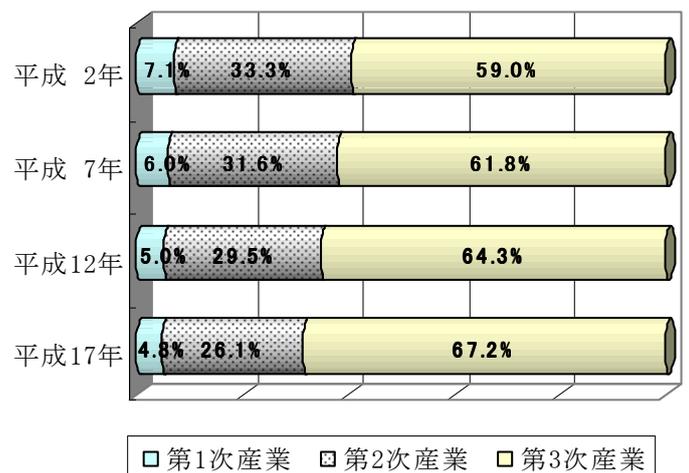
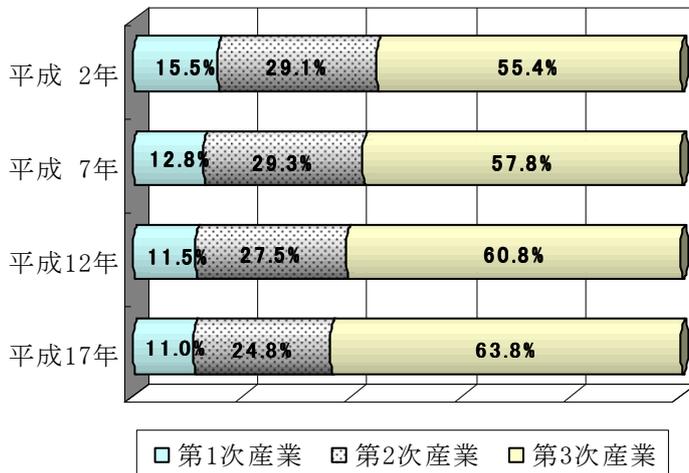
【太良町】



【佐賀県】

【全国】

□ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業

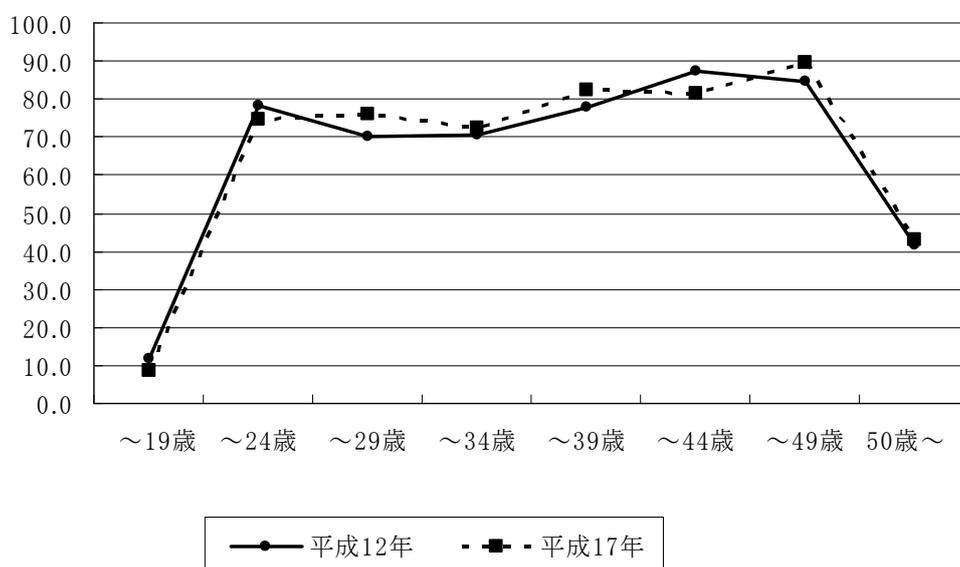


資料：国勢調査

②女性の年齢別就業率の状況

- 女性の年齢別就業率は、年々増減が見られるものの、平成12年と平成17年を比較すると、25-39歳では、就業率は増加しており、子育てがひと段落した40-44歳での減少が見られます。
- 25-34歳の年代も、70%を超える就業率となっており、子育てが始まる年代での増加が目立っています。

■女性の年齢別就業率の推移（太良町）■



区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
～19歳	8.9	10.4	11.6	8.6
20～24歳	78.8	72.1	78.1	74.7
25～29歳	65.7	63.2	70.2	76.0
30～34歳	71.6	65.2	70.6	72.3
35～39歳	83.6	82.3	78.0	82.5
40～44歳	88.5	85.6	87.5	81.3
45～49歳	82.0	88.6	84.6	89.5
50歳～	43.3	44.9	41.6	43.0

(資料:国勢調査)

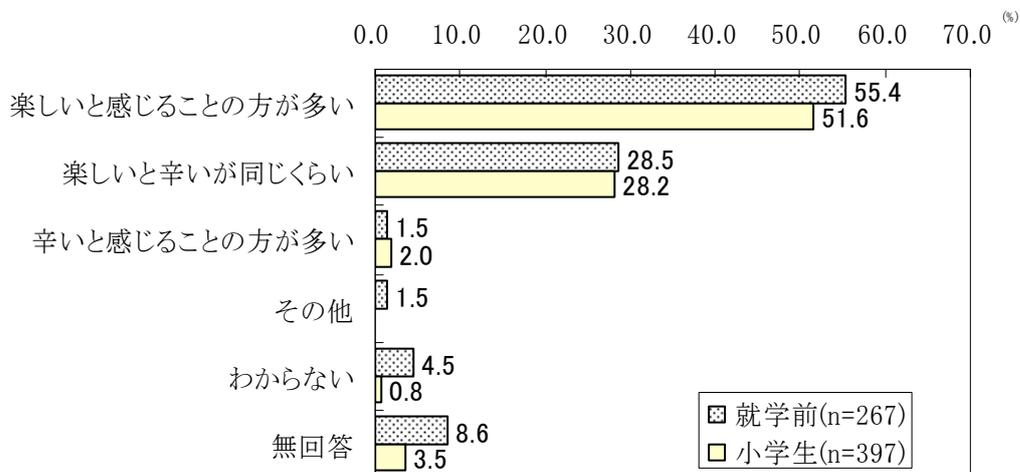
## 2. 子育て家庭を取り巻く状況

### (1) 地域における子育ての支援

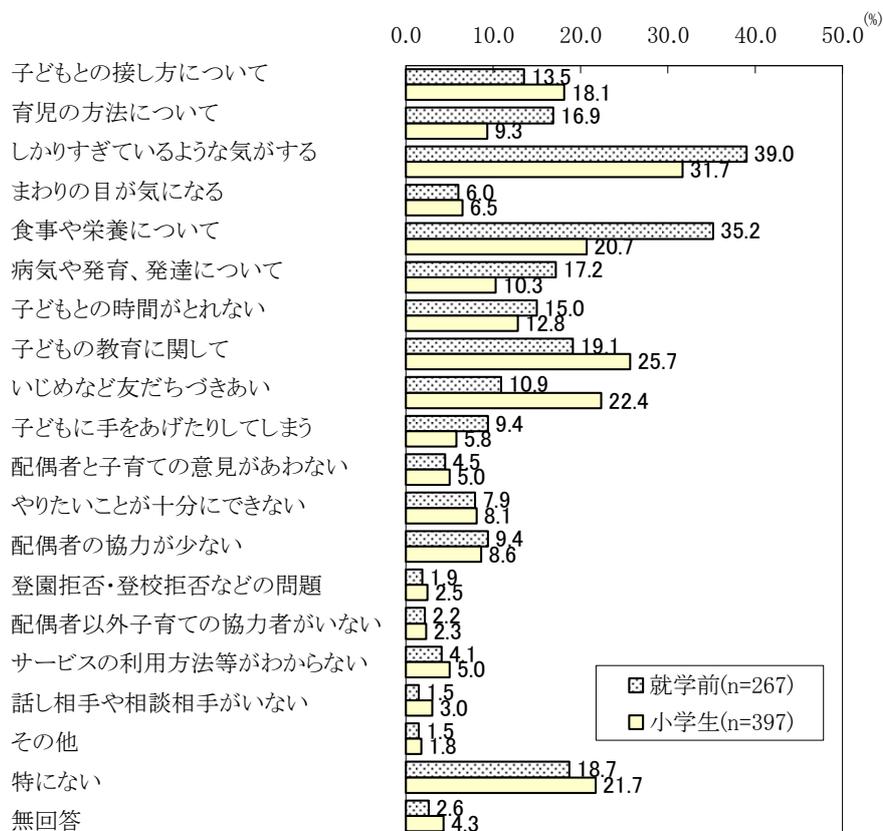
#### ① 子育てに関する気持ち、子育てにおける不安・悩み等

- 「子育てに関する気持ち」としては、就学前、小学生ともに「楽しい」と感じる保護者が過半数をしめています。
- 子育てにおける不安・悩みとしては、それぞれがおかれている状況の中でもっとも関心の高いと思われる、就学前、小学生とも「しかりすぎているような気がする」がもっとも高くなっています。ついで、就学前では「食事や栄養について」、小学生では「子供の教育に関して」がそれぞれ第2位となっています。
- 今後の子育て支援のあり方としては、就学前、小学生とも「子育て費用の軽減」「働きながら子育てできる環境づくり」が圧倒的に高くなっており、経済的な支援と「ワーク・ライフ・バランス」の達成が最大の関心事となっています。
- ひとり親家庭等でも「各種手当等の支給や貸付」が第1位となっているほか、「病気時の日常生活支援」「技能・資格習得等への支援」などが4割前後で、関心の高い支援策として続いています。
- 悩みや不安への相談相手としては、就学前、小学生とも「親や兄弟・姉妹など」「配偶者・パートナー」「近所の人・友人・知人」など身近な経験者などを中心に頼る傾向が強いことが分かります。ついで、子どもに係る保育園や学校の関係者が続いており、公的機関はほとんど挙げられていません。
- このように、子育てが楽しいと考える保護者がもっと増えるためには、親族などによって、身近なところで、身近な悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。

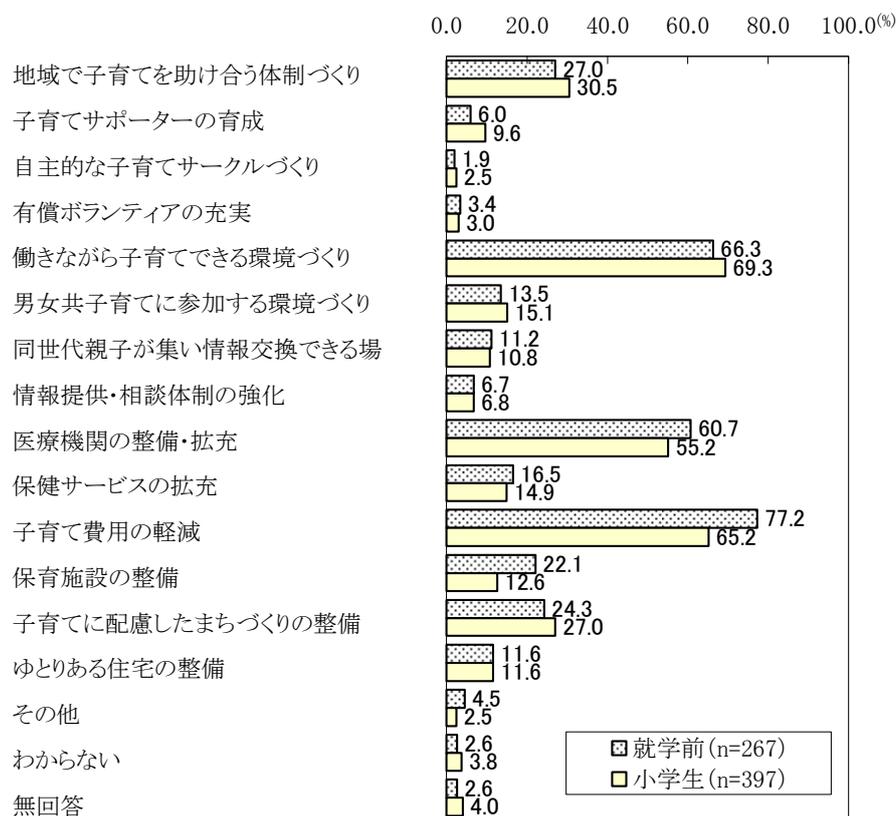
■ 子育てに関する気持ち／就学前・小学生アンケート(複数回答) ■



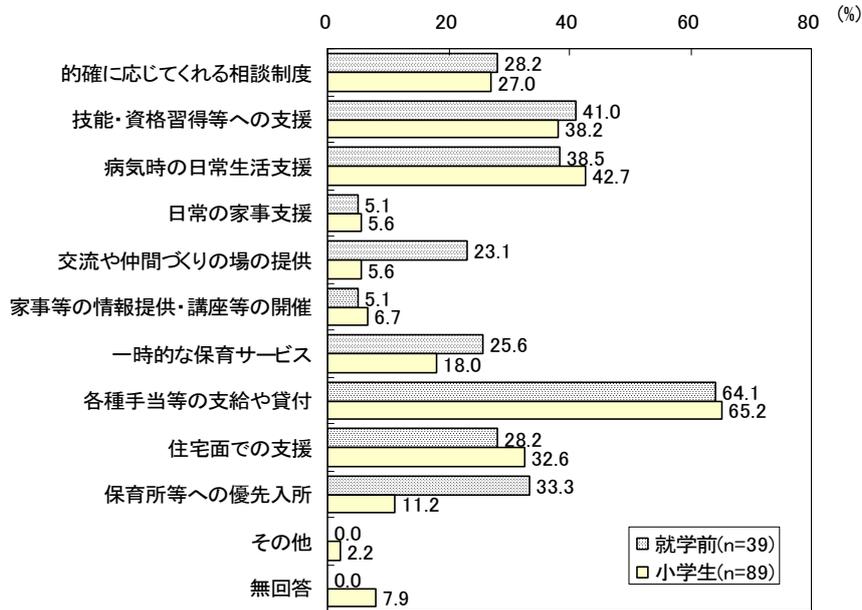
■子育てについての不安や悩み／就学前・小学生アンケート(複数回答)■



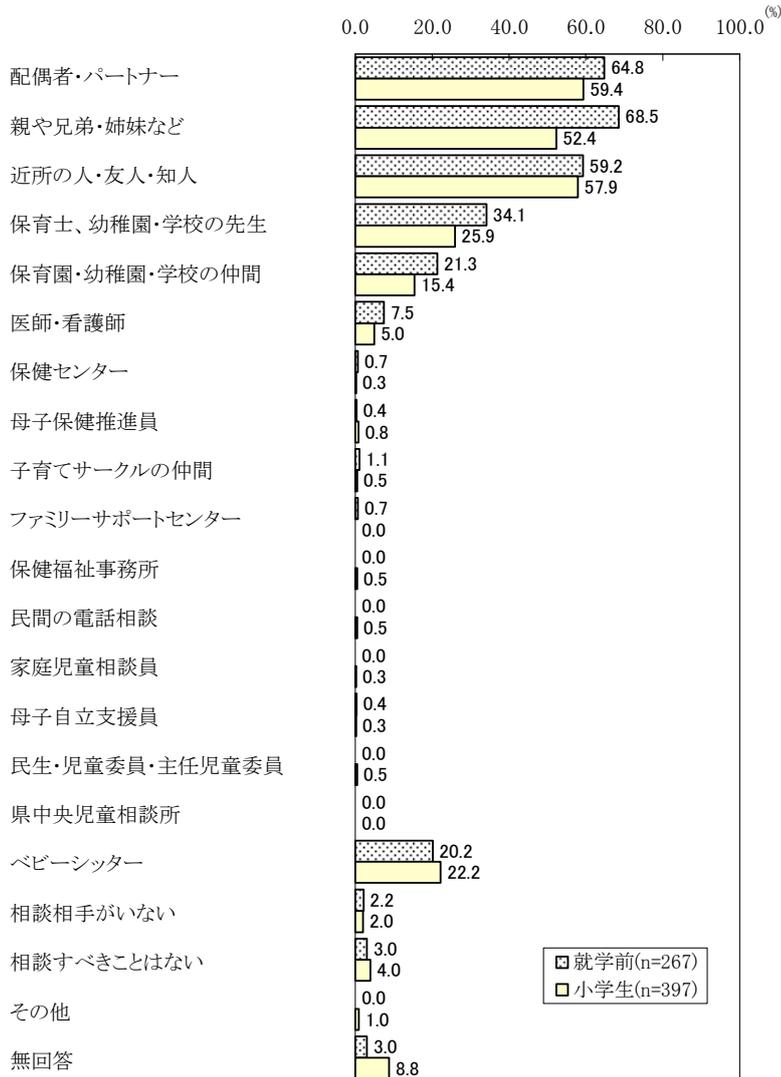
■今後の子育て支援のあり方等について／就学前・小学生アンケート(複数回答)■



■ひとり親家庭等の支援策／就学前・小学生アンケート(複数回答)■



■悩みや不安の相談場所・相談相手／就学前・小学生アンケート(複数回答)■

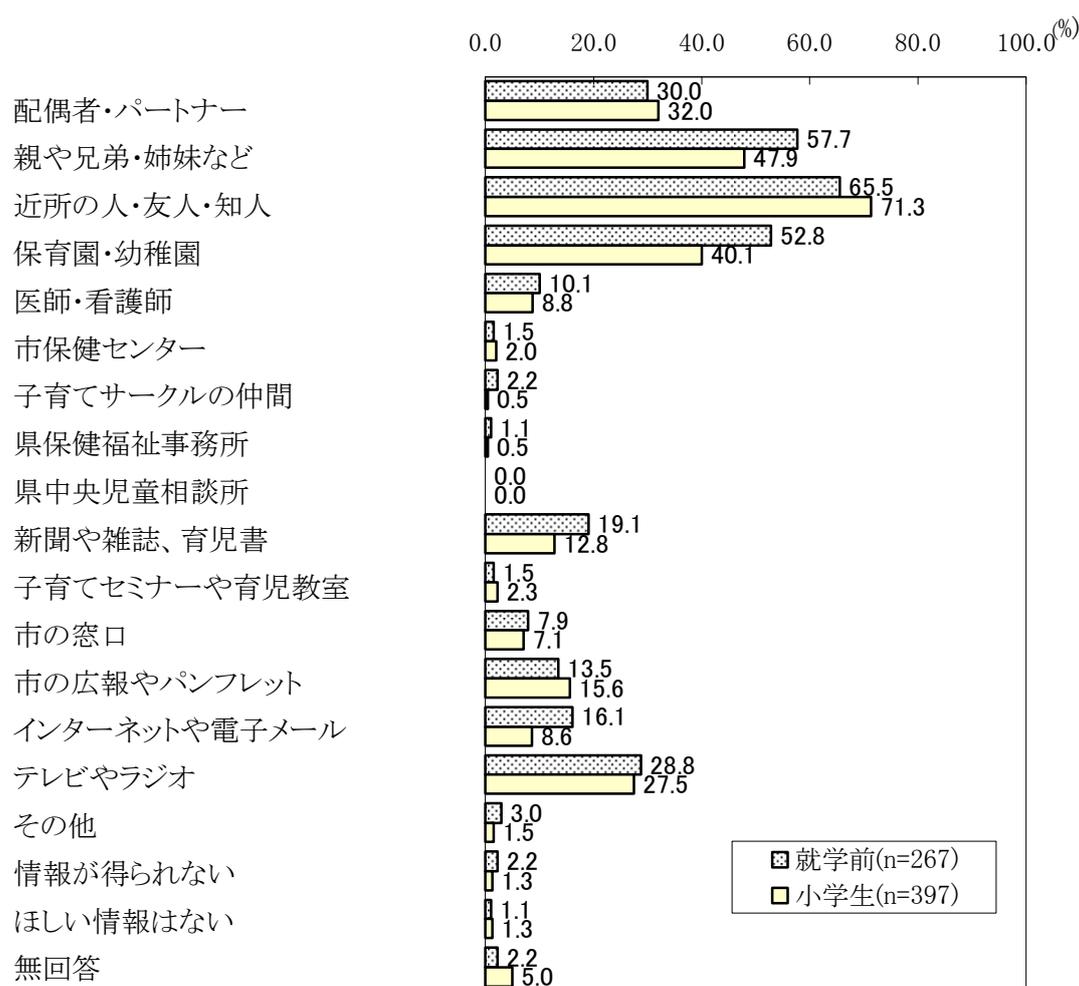


②地域の子育て環境の状況

1) 子育て情報の入手方法

- 子育てに関する情報の入手方法としては、就学前、小学生ともに「近所の人・友人・知人」が6割以上を占めて圧倒的に高く、同じ悩みをもつ仲間同士の情報が最も高い評価を得ていることが分かります。次いで、親・兄弟・姉妹等の家族・親族が1つの情報源となっています。
- また、「テレビ・ラジオ」といった電波媒体や「新聞や雑誌・育児書」「町の広報やパンフレット」といった活字情報も貴重な情報源となっています。
- 公的な相談相手や相談場所の情報源としての利活用は全体としてはまだ低く、それぞれの情報源のニーズに対応したPR活動の推進など利活用促進のための方策等を早急に検討する必要があります。

■子育て情報入手方法／就学前・小学生アンケート(複数回答)■

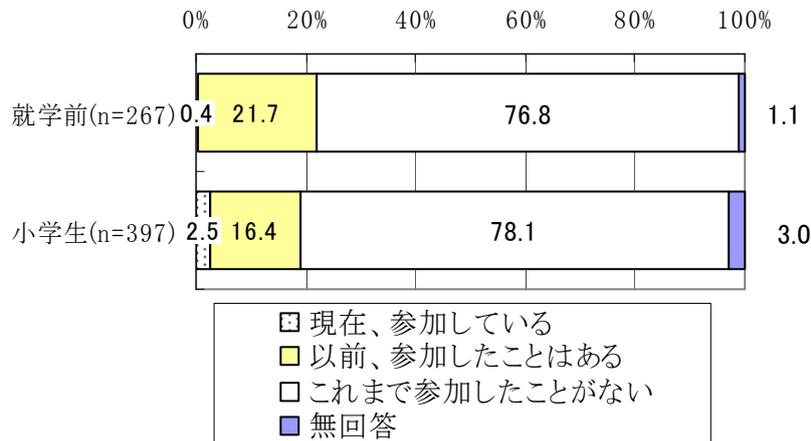


2) 保護者のサークル参加状況と今後の希望

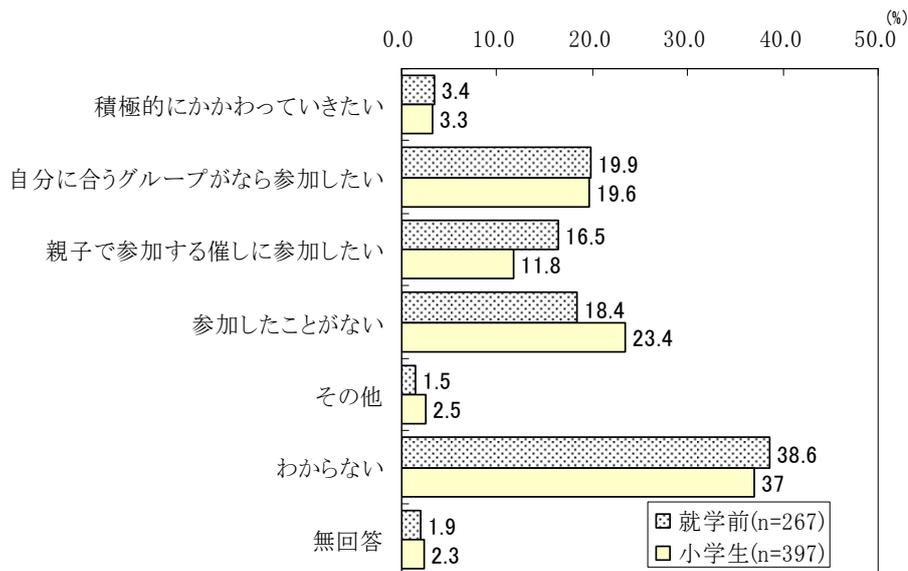
- 各種サークルへの参加状況を見ると、現在何らかのサークルに参加している保護者は就学前で0.4%、小学生で2.5%となっており、以前参加したことのある人を含めると就学前で22.1%、小学生で17.9%になります。
- 今後の参加希望では、就学前で39.8%、小学生で34.5%、の保護者が参加希望をもっており、具体的には「自分に合うグループがあれば、参加して協力したい」「親子で参加する催しに参加したい」が目立って高くなっています。保育サービスにおける利用者間のネットワークの形成が重要であることから、各種サークル形成とネットワークづくりへの支援が求められています。

■保護者のサークル参加状況と今後の希望／就学前・小学生アンケート■

ア. 各種サークルへの参加状況



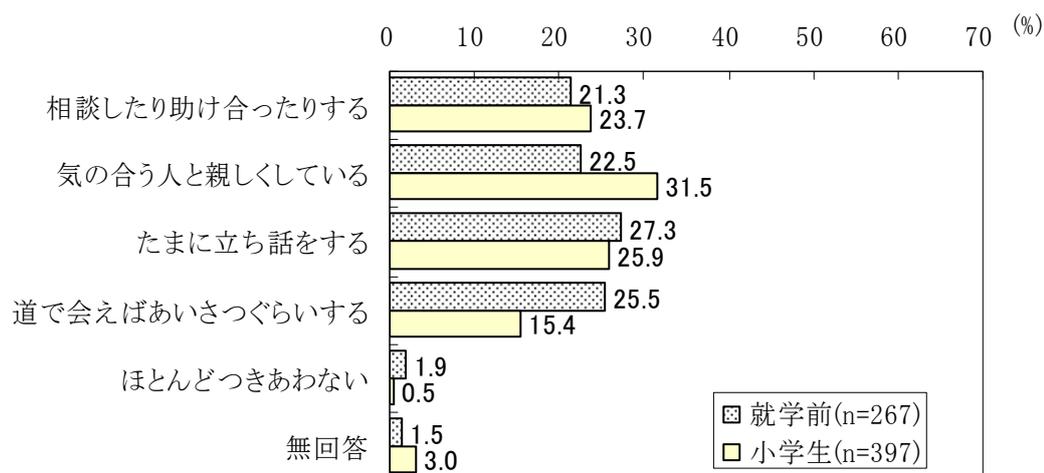
イ. 今後の参加希望



3) 隣近所とのつきあい方

- 隣近所とのつきあいでは、就学前では「たまに立ち話をする」が27.3%、小学生は「気の合う人と親しくしている」がもっとも高く、ついで「たまに立ち話をする」が26%弱で続いています。

■隣近所とのつきあい／就学前・小学生アンケート■



③認可保育所の状況

- 本町には、平成20年度現在、3カ所の保育所があり、合計で285人の児童が入所しており、入所児童は減少傾向にあります。
- 延長保育は、3園が実施しており、概ね1時間の延長保育をしています。
- その他の保育サービスとして、一時保育は週3日以内程度、3園で実施されています。
- 障害児保育は3園で実施しています。

■保育所の状況(各年5月1日現在)■

各年5月1日現在(加所、人)

区分	保育園数 (加所)	定員数 (人)	児童数(人)					合計 (人)
			男女別		年齢別			
			男	女	～3歳児	3歳児	4歳児～	
平成15年度	3	290	157	171	88	79	161	328
平成16年度	3	290	150	163	95	55	163	313
平成17年度	3	290	162	177	93	92	154	339
平成18年度	3	290	152	164	98	57	161	316
平成19年度	3	290	150	163	91	58	164	313
平成20年度	3	290	137	148	89	67	129	285

(注)児童数は区域外保育所への入所者を含む

■ 保育所のサービス ■

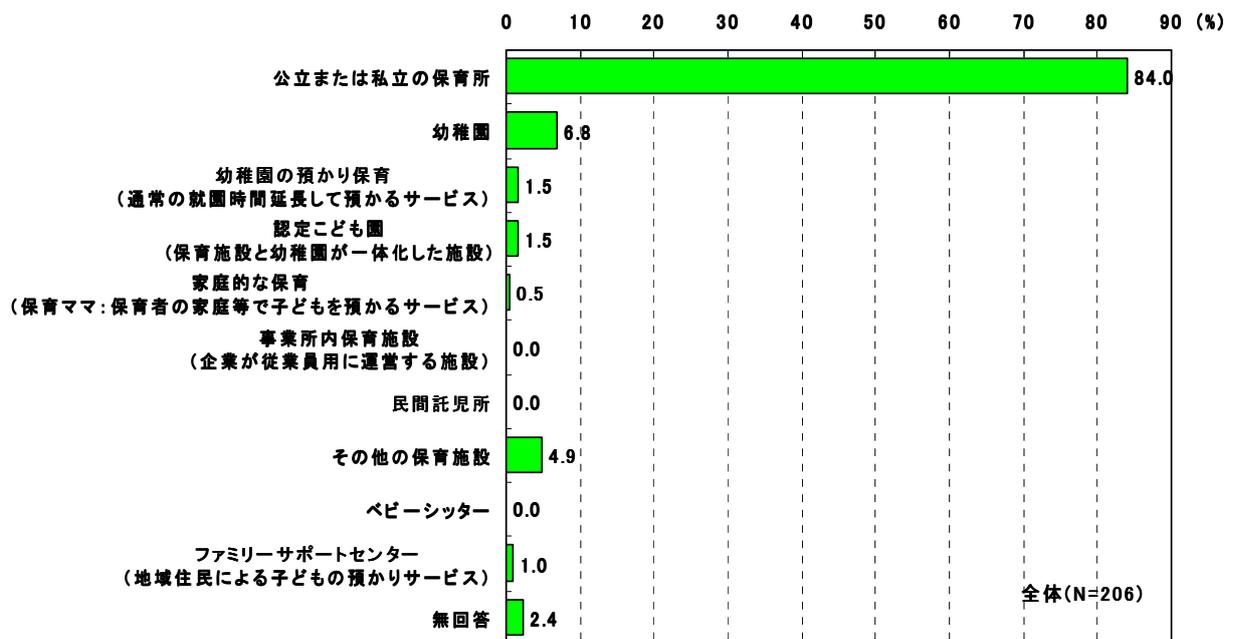
区分	概要	実施状況
障害児保育	集団保育が可能な保育に欠ける障害児(*)を、健常児との集団保育が適切に実施できる人数の範囲内で受け入れて行う保育 *特別児童扶養手当の支給対象児	平成20年度は、いふく・多良保育園で実施。
延長保育	通常の保育所開所時間の前後に、時間を延長して行う保育	平成20年度は、いふく・多良・松涛保育園で実施。
一時預かり	保護者の勤務・病気・育児疲れ解消等の理由により、一時的に(週3日以内程度)保育に欠ける児童に対して行う保育	平成20年度は、いふく・多良・松涛保育園で実施。
保育所地域活動	世代間交流	運動会、七夕祭り、盆踊りなどの行事には地域高齢者等招待し交流を行う。

④ 保育サービスの利用状況と今後の利用希望

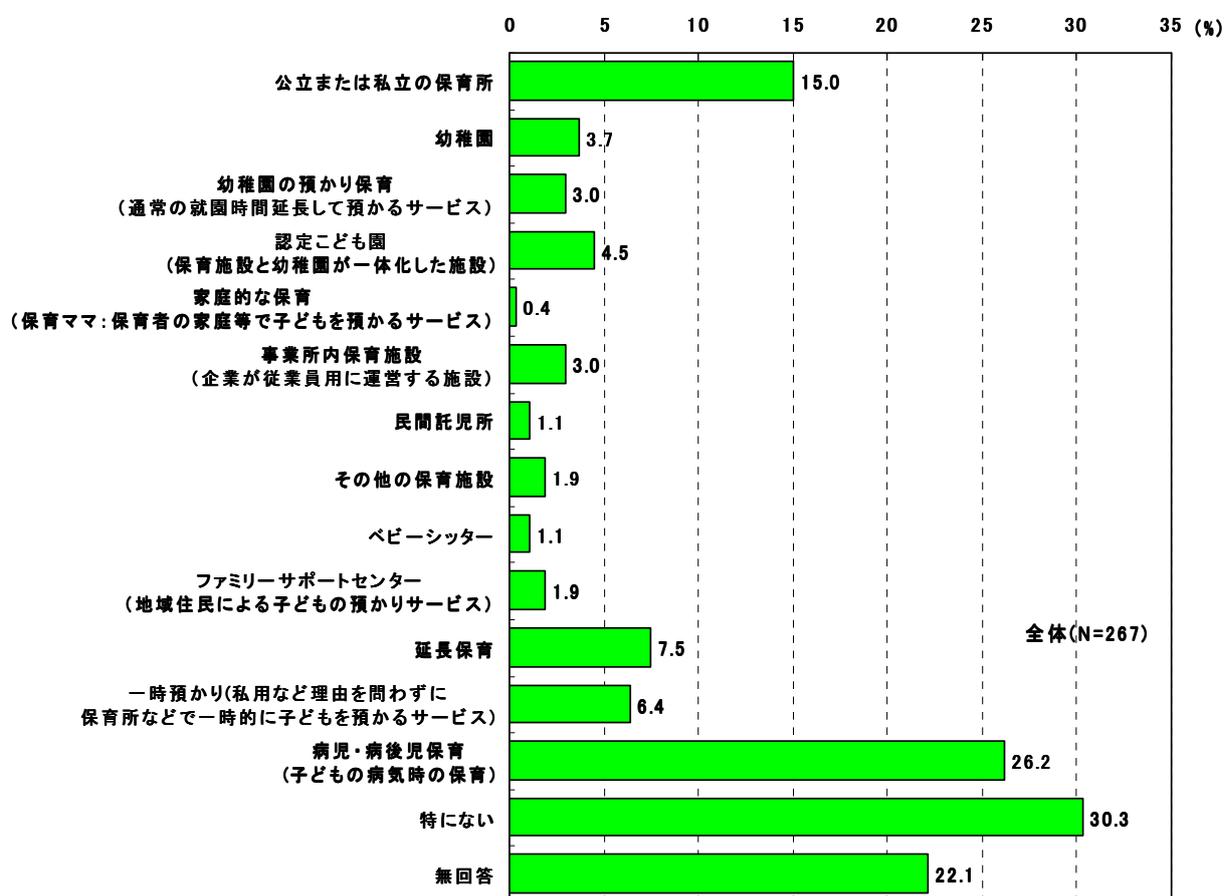
1) 保育サービスの利用実態と今後の意向(就学前)

- 現在利用している保育サービスとしては、「公立または私立の保育園」が84.0%を占めるほか、「幼稚園」の6.8%、「その他の保育施設」の4.9%と続き、それ以外はいずれも3%未満の利用率となっています。
- 今後利用したい保育サービスをみると、「病児・病後時保育」が26.2%、ついで「公立または私立の保育所」が15.0%となっており、その他は10%以下となっています。

【現在の利用状況(n=206)】



【今後の利用希望(n=267)】



⑤地域における子育て支援の基盤整備の状況

- 子育て支援に関する情報提供の実施状況としては、子育て支援情報や相談機関を掲載した子育て支援ハンドブックを配布する制度（妊娠中～小学校低学年程度まで）があります。

■子育て支援に関する情報提供の実施状況■

提供媒体		提供概要(頻度、内容等)
太良町ホームページ	お役立ちメニュー 子育て	健康と母子・福祉について各種事業の内容及び利用方法について案内
	お役立ちメニュー 入園・入学	教育・福祉等での相談窓口の案内及び利用手続きについて案内
文書	子育て支援ハンドブック	妊娠中からむおおむね小学校低学年程度までの子育て支援情報や相談機関を掲載（出生届者に配布）

■保育士の研修等■

事業名	事業概要	実施内容（回数、参加者等）
保育協議会での研修	保育士研修、乳児保育研修ほか	

■民生委員・児童委員および主任児童委員の活動状況■

(件)

	相談・支援								要保護児童の 通告・仲介	活動日数	訪問回数
	在宅福祉	健康・保健医療	子育て・母子保健	家族関係	生活費	年金・保険	生活環境	その他			
平成17年度	74	29	10	7	36	46	21	529	14	2,566	2,095
平成18年度	67	34	13	23	24	25	23	492	29	2,953	2,092
平成19年度	65	22	11	16	60	11	15	532	1	2,708	1,965
平成20年度	37	21	0	14	23	1	12	397	14	2,746	1,906

(資料：福祉行政報告例)

⑥町立児童館・放課後児童クラブの状況

- 町立児童館は現在3箇所であり、年々利用者は減少傾向にあります。
- 放課後児童クラブのうち、多良児童クラブは増加、大浦児童クラブは増減を繰り返しています。

■町立児童館延べ利用者数(平成20年度)■

施設名	年間利用者数(人)				
	就学前	小学校	中高生	保護者	計
伊福	133	645	286	346	1,410
油津	2,986	885	5	25	3,901
大浦	5,045	311	12	483	5,851

■放課後児童クラブの状況■

(各4月1日現在 登録数)

クラブ名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
多良児童クラブ	54	63	62	73	74
大浦児童クラブ	48	54	39	54	37

⑦子どもの遊び場環境の状況

1) 子どもの遊び場の整備状況等

- 子どもの遊び場としては、遊具等子どもたちが遊べる環境をもつ公園が考えられます。
- 本町では下表のように34カ所の遊園地が設置されています。

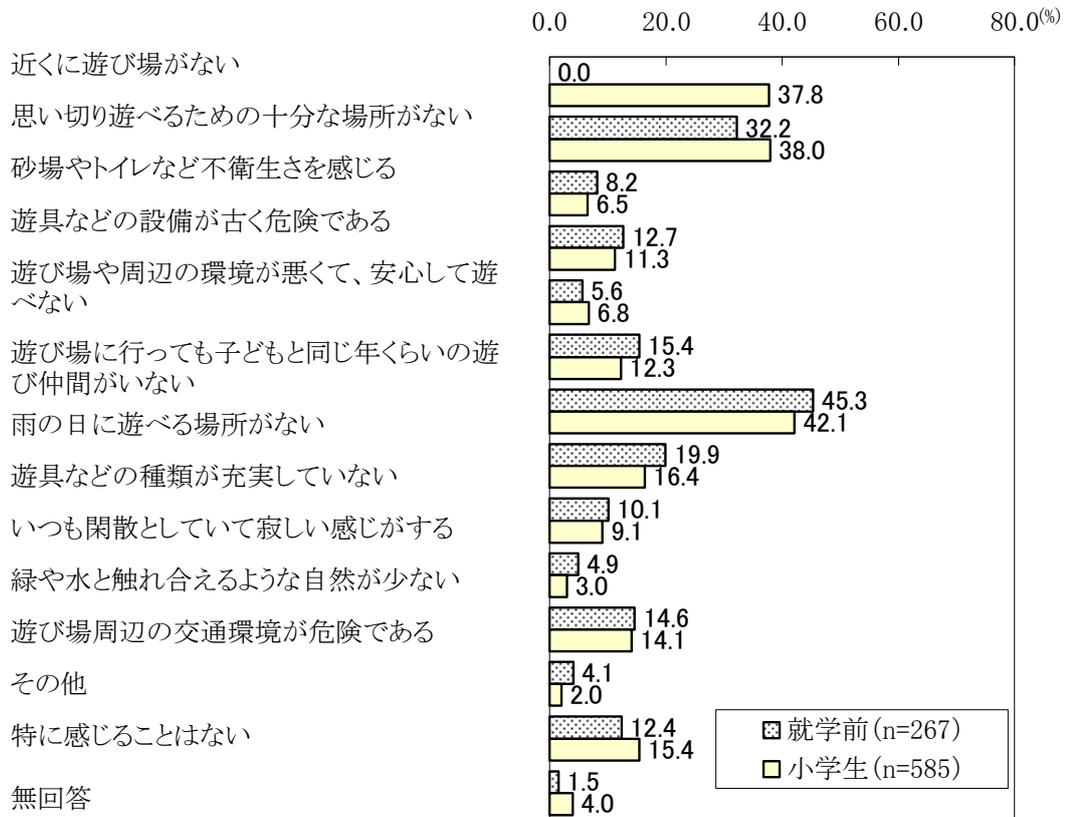
■子どもの遊び場の整備状況■

名称	所在地	名称	所在地
町立伊福遊園地	太良町大字伊福字伊福	小田遊園地	太良町大字系岐小田
町立油津児童遊園地	太良町大字多良油津	大峰区児童遊園地	太良町大字系岐大峰
町立多良児童館内	太良町大字多良瀬戸	蕪田遊園地	太良町大字系岐蕪田
町立里遊園地	太良町大字大浦里	波瀬ノ浦遊園地	太良町大字系岐波瀬ノ浦
町立中畑遊園地	太良町大字大浦中畑	野上遊園地	太良町大字大浦野上
町立竹崎遊園地	太良町大字大浦竹崎	広江遊園地	太良町大字大浦広江
観音さま広場	太良町大字多良古賀	公民館前遊園地	太良町大字大浦亀ノ浦
喰場遊園地	太良町大字多良喰場	田古里遊園地	太良町大字大浦田古里区
山根遊園地	太良町大字多良山根	津ノ浦遊園地	太良町大字大浦津ノ浦
矢答遊園地	太良町大字多良山根	道越遊園地	太良町大字大浦道越
杉谷遊園地	太良町大字多良杉谷	平野遊園地	太良町大字大浦平野
栄町遊園地	太良町大字多良1896-11	黒金遊園地	太良町大字大浦黒金区
川原遊園地	太良町大字多良川原	大町区遊園地	太良町大字大浦己1049-19
大川内遊園地	太良町大字多良大川内	今里遊園地	太良町大字大浦乙1234
防火水槽兼プール	太良町大字多良8505-6	広谷遊園地	太良町大字大浦広谷区
浅間神社境内	太良町大字系岐1539-2	牛尾呂遊園地	太良町大字大浦牛尾路区
陣ノ内遊園地	太良町大字系岐陣ノ内	しおさい館	太良町大字多良1-17

2) 子どもの遊び場についての評価

- 子どもの遊び場について感じていることは、就学前・小学生はともに「雨の日に遊べる場所がない」が4割強を占め、屋内の遊び場の確保が望まれています。
- 次いで「砂場やトイレなど不衛生さを感じる」が4割弱で続き、以下「思い切り遊べるための十分な場所がない」「遊具などの種類が充実していない」等となっており、町内どこからでも利用でき安全で遊具の揃った遊び空間への要望が高くなっています。

■子どもの遊び場について感じていること／就学前・小学生アンケート(複数回答)■



## ⑧子育て支援サービス等の認知度・利用経験・利用意向・満足度

### 1) 認知率

- 子育て支援サービスの認知状況としては、次ページのグラフに示したように、町外での利用経験等による認知度を含め就学前児童、小学生とも「①母親、両親学級、育児学級」「⑧児童館」「⑦子育て支援センター」「②保健センターの情報・相談サービス」が圧倒的に高くなっています。
- 「⑥つどいの広場」の認知率が就学前児童、小学生ともに2割前後と低調です。

### 2) 利用率

- 利用経験では、町外での利用経験も含め就学前児童、小学生ともに「①母親、両親学級、育児学級」が多く、ついで、小学生で「⑧児童館」、就学前で「②保健センターの情報・相談サービス」となっています。
- 「⑨ファミリーサポートセンター」と「⑩家庭児童相談室」の利用率は、就学前、小学生ともに2%に満たない低さとなっています。

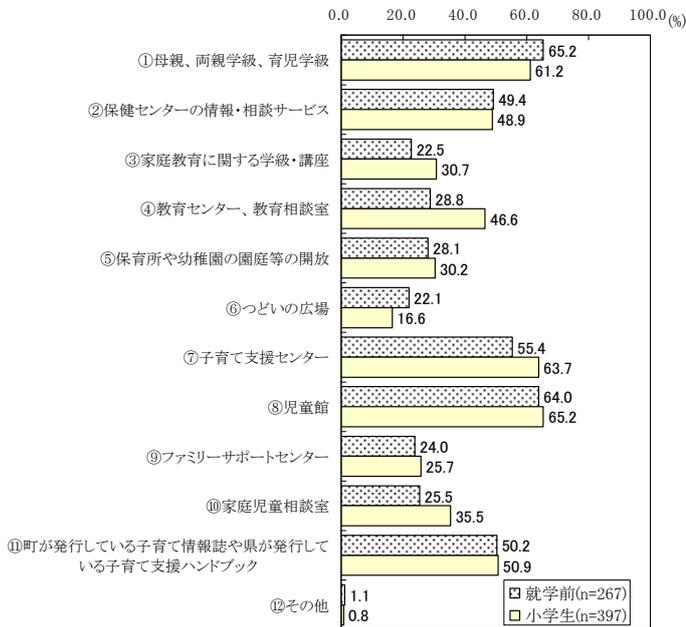
### 3) 利用意向率

- 今後の利用意向は、就学前、小学生ともに、「⑪町が発行している子育て情報誌や県が発行している子育て支援ハンドブック」が多く、ついで就学前は「⑤保育所や幼稚園の園庭等開放」、小学生は「②保健センターの情報・相談サービス」となっています。

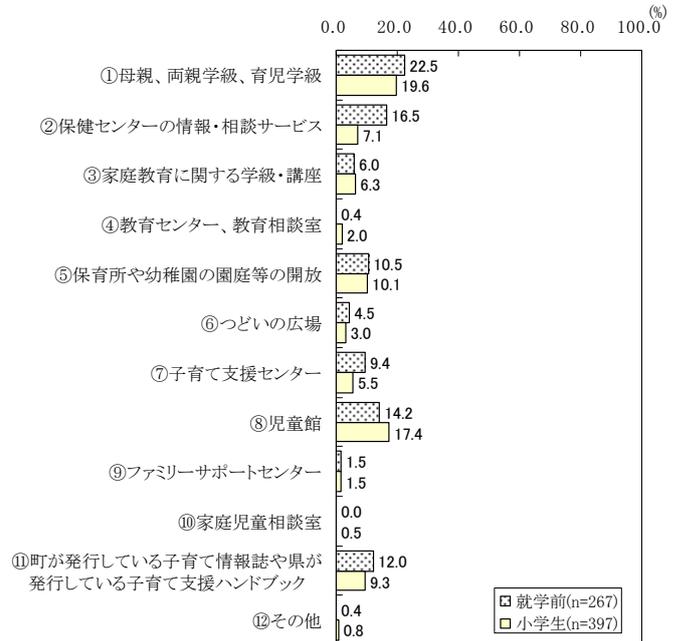
### 4) 満足度

- 利用経験者の満足度をみると、町外での利用経験による満足度も含めおおむね、いずれも4割以上の満足度となっています。中でも、就学前児童では「④教育センター、教育相談室」は100%の満足度となっています。
- 小学生では、「⑥つどいの広場」「⑧児童館」約7割の満足度となっています。

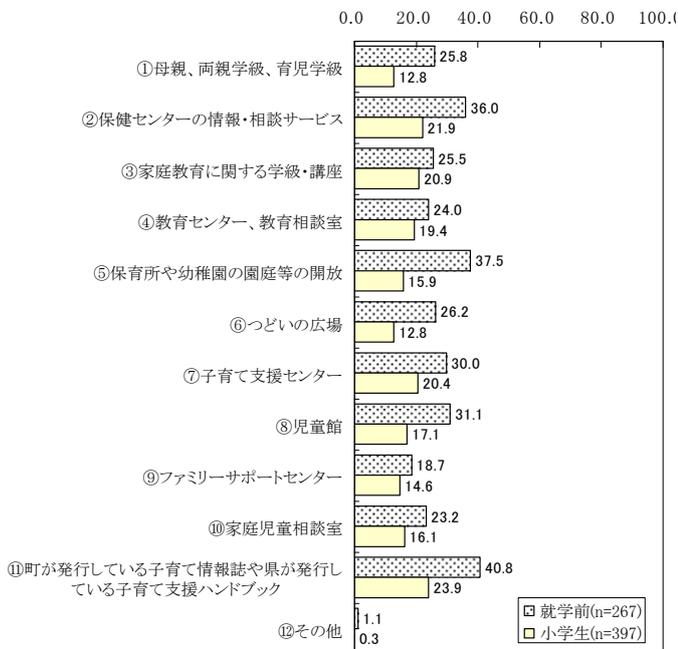
【認知率】



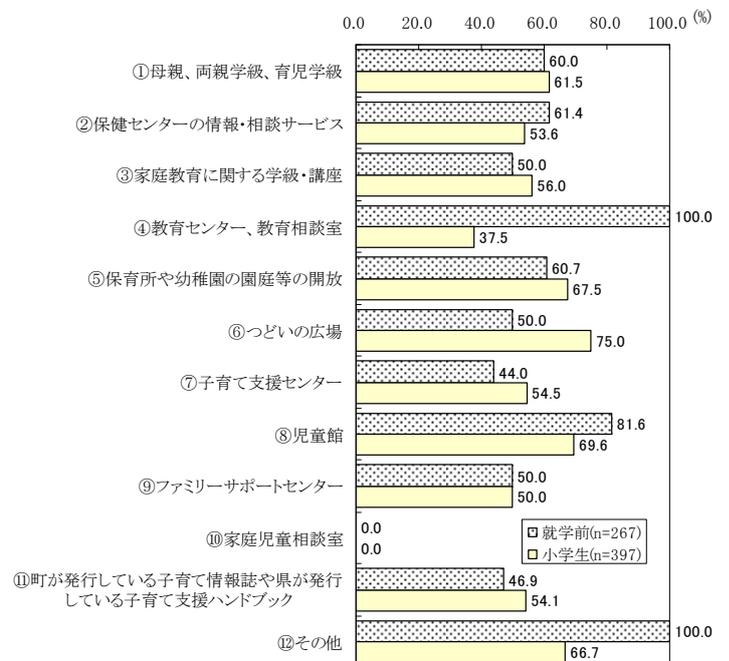
【利用率】



【利用意向率】



【満足度】



(2) 母親・子どもの健康

①母子保健サービスの実施状況

- 妊産婦の保健事業としては、おおむね以下の6事業があげられます。母子手帳交付時より、早期に妊婦との関わりをもち、各人の状況に応じた情報提供・保健指導を行っています。
- 乳幼児等の保健事業では、「こんにちは赤ちゃん事業」として母子保健推進員が生後1～2か月の乳児のいる家庭を訪問し、健全な母性の育成強化に努めています。

■妊産婦保健事業■

事業名	事業概要	実施内容（回数、利用者数等）
母子手帳交付事業	早期に母子手帳交付を行なうことにより妊婦の保健指導を行う。	毎月第2,4木曜日実施。（随時交付も実施） 対象者：妊婦 内容：保健指導
妊娠届出時指導	妊婦を的確に把握するとともに妊婦の状況に応じた保健指導を行う。また、母子保健制度について情報提供を行う。	妊婦の健康状態に応じて個別に保健指導を行う。（喫煙、飲酒も含む）また母子保健制度についても併せて紹介する。
妊婦健康診査	医療機関に委託。妊婦の疾病異常を早期発見し、早期に治療することを目的とし、乳児死亡、周産期死亡の低減及び障害児の出生を未然に防ぐ。	一人の妊婦につき14回分の受診票を母子手帳交付時に発行。
妊婦訪問指導	妊娠中に保健師が家庭訪問を行い安心して出産育児に臨むことができるよう適切な指導助言をする。	母子手帳交付時及び妊婦健診等においてリスクが高い妊婦について、妊婦期間中に訪問を行う。
マタニティスクール	妊娠届をした妊婦の保健指導を行い、妊婦自身が健康管理に努められるように支援する。	年間4回実施。 対象者：妊婦 内容：保健指導、栄養指導
パパママスクール	父親をキーパーソンとし「夫婦で楽しく生み育てる」ことを目的として開催する。	年間4回実施。 対象者：妊婦（両親） 内容：妊婦（両親）に対する保健指導

■乳幼児等保健事業■

事業名	事業概要	実施内容（回数、利用者数等）
新生児訪問指導	新生児期に乳児の健康状態を確認し具体的な育児の方法等助言することにより、不安を軽減し、育児の自信と喜びにつなげていく。	育児のリスクが高い生後1ヶ月以内に保健師・栄養士が訪問を行う。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭全てを訪問し、家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境を図る。	生後1～2か月ごろの乳児がいる全家庭を母子保健推進員が訪問を行う。
2か月児相談	子育てに関する相談、産婦の心身面の悩みについて助言し、育児不安の軽減を図る。また産婦の情報交換の場としても活用	毎月1回実施。 対象者：生後1か月半～2か月半児とその母親 内容：身体計測、身体状況の観察、予防接種受け方、母乳育児の相談等
乳幼児相談	発育、疾病予防、生活習慣、栄養・食事、予防接種、歯科保健及び事故防止等乳幼児の育児に関し、指導し、健全育成を図るとともに育児不安の解消を行う。	毎月1回実施。 対象者：生後5か月・10か月児、産婦等 内容：身体測定、身体状況の観察、精神・運動等の発育・発達の確認、離乳食・栄養指導、育児指導等
乳児一般健康診査	医療機関委託。乳児について異常の早期発見早期治療を目的とし、乳児の健康管理の向上を図る。	4ヶ月児において、1回実施。 7ヶ月児において、1回実施。

## ■乳幼児等保健事業■

事業名	事業概要	実施内容（回数、利用者数等）
1歳児歯科相談	幼児の歯科指導を行い、もって健康管理の向上を図る。	毎月1回実施。 対象者：1歳児 内容：歯磨き指導、食生活指導
1歳6か月児健康診査	集団健診。異常の早期発見に努め、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、栄養その他育児に関する指導を行い幼児の健全育成保護者の育児支援を図る。	6・9・12・3月に実施。 一般健診、歯科健診、歯科保健指導、栄養指導、保健指導、身体計測等 希望者にフッ素塗布
2歳6か月児歯科健康診査	集団健診。歯科指導に加え幼児の発育発達の確認を行い、幼児の健全育成、保護者への育児支援を図る。	4・7・10・1月に実施。 歯科健診、歯科保健指導 希望者にフッ素塗布
3歳児健康診査	集団健診。歯科、視力、聴力も含む総合的な健診を行い、疾病の早期発見のみならず幼児の健全育成保護者の育児支援を図る。	5・9・11・2月に実施。 一般健診、耳鼻科健診、歯科健診、歯科保健指導、栄養指導、保健指導、視聴覚検査、身体計測等 希望者にフッ素塗布
母子保健推進員活動事業	地域の中での身近な相談員として、自分の子育て経験を通じての助言や心理的サポートを行う。	各種母子保健事業への参加勧奨及び実施協力。各種調査、届出の奨励と指導。 平成21年度 推進員数 7名
チャイルドたら事業	育児をしている母親を中心に、母親同士の交流の場を設定し、育児不安やストレスを解消して、楽しく生き生きと子育てができるように支援する。	毎月4回実施。 対象者：就学前の乳幼児とその母親 祖父母等の育児従事者 内容：参加者の希望により計画する 専門家の講演等も含む
園児のおやつづくり教室	幼児期からの食育推進支援 園児が手軽に作れるおやつ作りを体験し、早くから食べ物に関心をもってもらい、食事の大切さを伝える。	年間5回（各園1回）実施。 対象者：各園に通う幼児 内容：おやつ等づくり、むし歯予防の保健指導
フッ化物応用 むし歯予防事業	町内の保育園、幼稚園児を対象としたフッ化物塗布事業。	年間1～2回実施 フッ化物洗口の対象とならない3歳未満の幼児を対象とする。
	町内の小学校の児童を対象としたフッ化物洗口事業。	毎週1回実施 各学校において、フッ化物洗口を実施する。
むし歯予防教室	町内の保育園、幼稚園児等を対象として、歯科衛生士による集団歯科保健指導を実施する。	各園、年間1回実施
親子禁煙教室	町内の保育園、幼稚園児等を対象とした防煙教育と保護者への無煙環境づくり教育を実施する。	各園、年間1回実施
こどもクッキング教室	小学生が調理実習を体験し、食生活の大切さを学ぶ	年間3回実施 小学生とその保護者
食育講習会	町内の小学校・中学校児童生徒を対象に、栄養・食生活等の正しい知識を習得し、将来成長・発達するための健全な食生活を選択することができるよう食育指導を行う。	各学校、年間1回実施
家庭料理教室	若い母親等に正しい食生活のあり方、栄養の知識を理解してもらい、子育てに活用してもらうことで次世代の子どもたちの食生活を健全なものとするため開催する。	毎月1～2回実施

■ 予防接種事業 ■

事業名	事業概要	実施内容（回数、利用者数等）
集団接種 （ポリオ、麻しん・風しん・ジフテリア、破傷風）	ポリオ：予防接種法に基づき生後3か月～90か月未満で実施。 麻しん・風しん2期：就学前の1年間で実施。 ジフテリア・破傷風：11歳以上13歳未満	ポリオ：年6回実施 麻しん・風しん：6月に2回実施 ジフテリア・破傷風：8月に2回 いずれも医師診断の後、接種可と認められた児童について実施。
個別接種 （BCG、三種混合、麻しん、日本脳炎、風しん）	予防接種法に基づき三種混合は生後3か月～90か月未満。麻疹、風疹は生後12か月～24か月未満において実施。 日本脳炎は満3歳～90か月未満において実施。（日本脳炎は追加として9歳～13歳でも実施） 麻しん・風疹（3期）は13歳、麻しん・風疹（4期）は18歳	BCG：月2回実施 その他：ほぼ年間を通じて接種可能。

② 医療費助成事業・手当の給付等

- 医療費助成事業としては、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の3事業があります。
- 手当関連では、国の制度に基づく4事業に対する手当の給付が行われています。

■ 医療費 ■

事業名	事業概要	対象者等
乳幼児医療費助成事業	子どもの健やかな成長のため、就学前までの児童を対象に医療費の一部を助成する事業 一部負担金300円	満6歳未満の乳幼児 ■支給件数 平成16年度 3,849 平成19年度 4,908 平成17年度 4,388 平成20年度 4,776 平成18年度 5,306
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳未満の児童を扶養する母子・父子家庭に対し、医療費の自己負担額を公費で助成	母子・父子家庭 ■支給件数 平成16年度 860 平成19年度 1,426 平成17年度 1,191 平成20年度 1,565 平成18年度 1,282
重度心身障害者医療費助成事業	重度の障害をもっている人の医療費の自己負担分の一部を助成	重度心身障害者 ■支給件数 平成16年度 3,637 平成19年度 5,237 平成17年度 3,765 平成20年度 6,026 平成18年度 4,948

■ 手当の給付等 ■

事業名	事業概要	対象者等
児童手当の支給	小学校終了前までの児童を養育している家庭に対し、第1子・第2子については一人月額5,000円、第3子目からは一人月額10,000円を支給。	小学6年生までの児童数614人 ■受給者数 平成16年度 人 平成19年度 606人 平成17年度 521人 平成20年度 581人 平成18年度 536人
児童扶養手当の支給	子どもが18歳の3月31日までの母子家庭に生活の安定と児童福祉を目的に手当を支給	■受給者数 平成16年度60人 平成19年度69人 平成17年度71人 平成20年度76人 平成18年度68人
特別児童扶養手当の支給	20歳未満で身体や精神に中程度異常の障害のある児童を監護している家庭に対し、手当を支給	■受給者数 平成16年度7人 平成19年度12人 平成17年度12人 平成20年度16人 平成18年度13人
障害児福祉手当	20歳未満で心身に重度の障害があるため特別の介護を必要とする児童の扶養者に対し手当を支給	■受給者数 平成16年度 人 平成19年度 1人 平成17年度 2人 平成20年度 4人 平成18年度 1人

③障害児及びその保護者に対する福祉サービス

- 本町の障害児(18歳未満)は、平成20年度で9人であり、そのうち肢体不自由児が8人で、視覚障害1人となっています。
- 障害児向け福祉サービスとしては、以下の4事業が実施されています。

■障害児数(18歳未満)■

	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語・咀嚼	内部障害	知的障害
平成20年度	9	8	1				

(人)

(資料：福祉行政報告例)

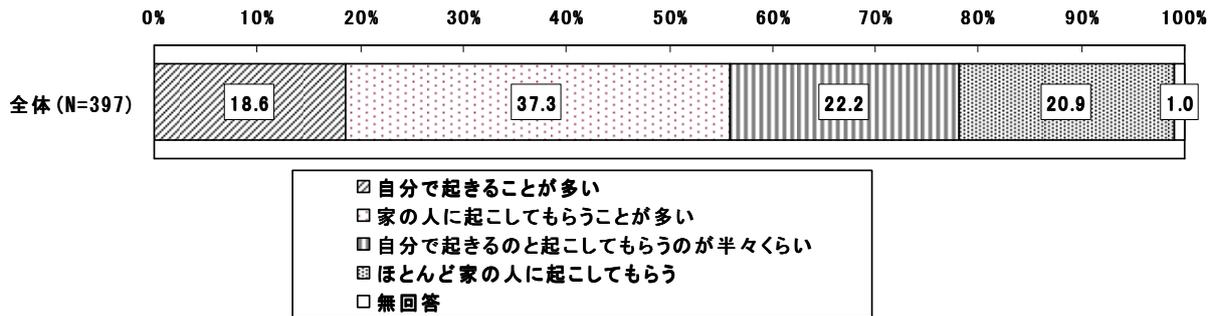
■福祉サービス等■

事業名	事業概要	対象者等
日常生活用具・補装具給付等事業	在宅障害児に対し補そう具及び日用生活用具を支給し生活の安定を図る。 負担能力に応じて費用の一部を公費で助成	障害児
短期入所(ショートステイ)事業	心身障害児(者)の介護を行う保護者の疾病及び生活訓練等の理由により、一時的に心身障害児(者)を短期入所させることにより、在宅心身障害児(者)及びその家族の福祉の向上に資する。	障害児・知的障害者
障害児デイサービス事業	障害児の早期療育に取り組むことで日常生活・集団生活への適応を容易にする訓練事業支援費の対象となり、委託費から扶助費となる	障害児
障害児居宅介護支援事業(ホームヘルプサービス)	重度の心身障害のため独立して日常生活を営むのに著しく障害のある児童を抱えている家庭に対し、ホームヘルパーを派遣して適切な家事、介護の日常生活を行い、その援護を図る	障害児

(3) 教育環境

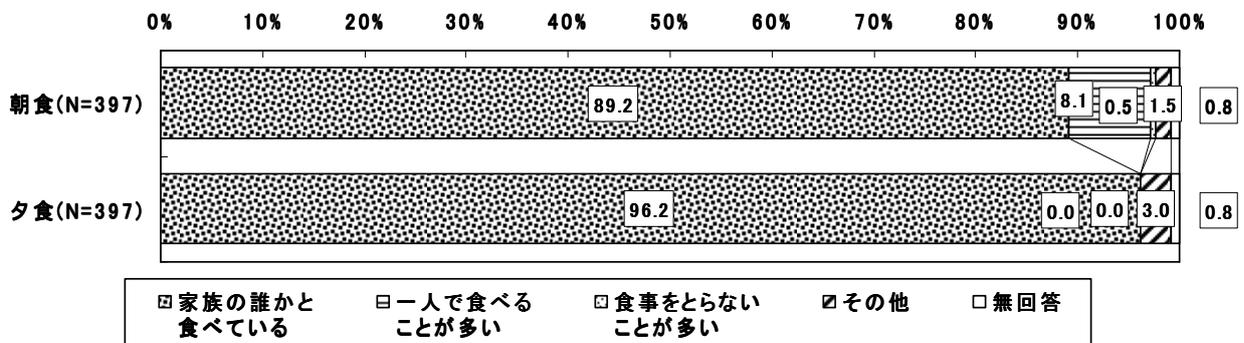
① 家族とのかかわりや学校生活について

●起床方法としては、「自分で起きることが多い」は18.6%にとどまり、「家の人に起こしてもらうことが多い」(37.3%)、「ほとんど家の人に起こしてもらう」(20.9%)を含め家の人に頼ることが多い児童が8割近くを占めています。



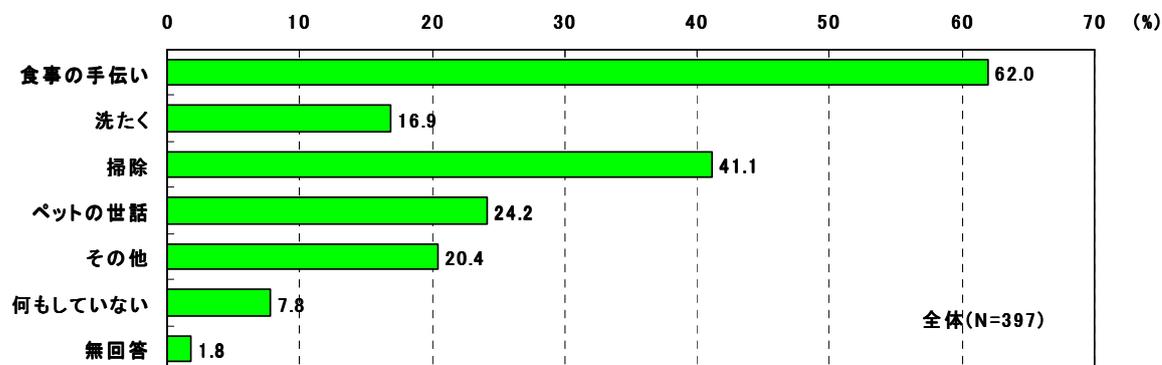
2) 朝食と夕食の摂食状況(小学生)

●子どもの食事については、朝食、夕食ともに「家族そろって食べる」が約9割となっており、家族での食事は比較的高いことがわかります。



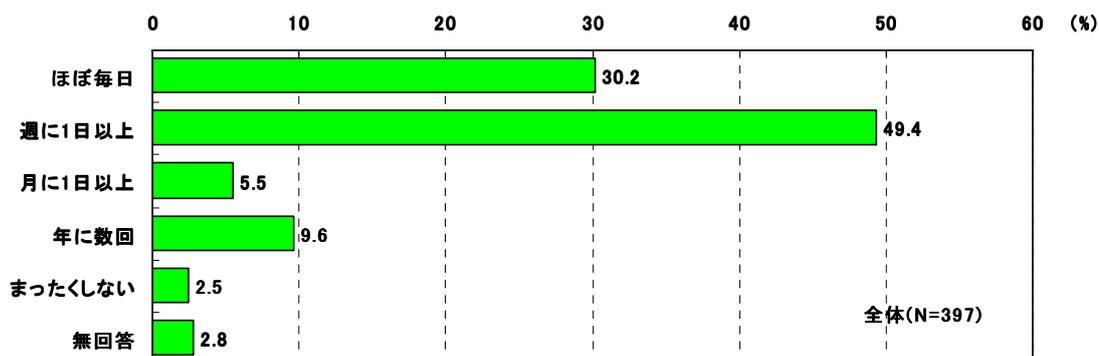
### 3) 家の手伝い(小学生)

●家の手伝いについては、「食事の手伝い」が62.0%でもっとも高く、ついで、「掃除」の41.1%となっており、これら2つが主な内容となっています。



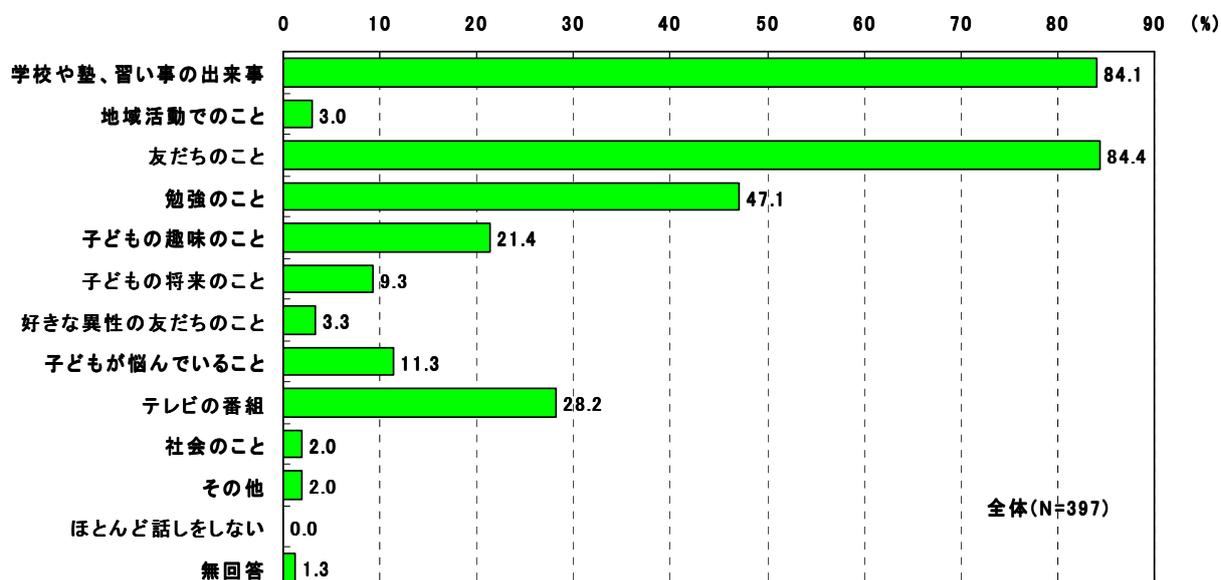
### 4) 家の手伝いをする頻度(小学生)

●家の手伝いをする頻度としては、「週に1日以上」が49.4%、「ほぼ毎日」が30.2%



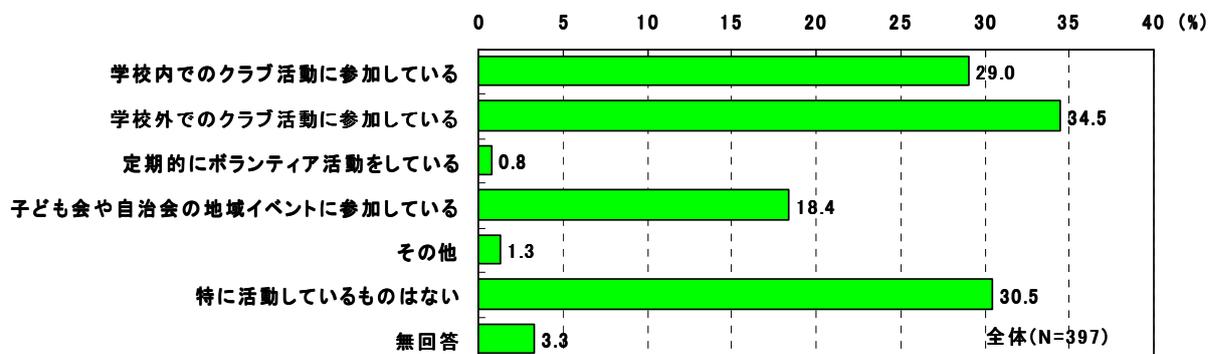
### 5) 子どもとの会話の内容(小学生)

●子どもと話す内容としては、「友だちのこと」(84.4%)と「学校や塾、習い事の出来事」(84.1%)の2つが特に高く、次いで、「勉強のこと」(47.1%)となっています。



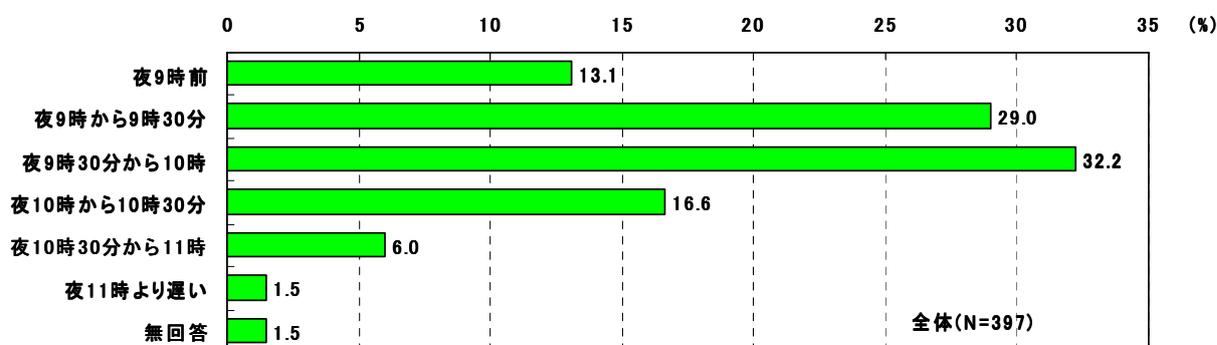
### 6) クラブ活動や地域活動の参加状況(小学生)

●子どもがしているクラブ活動や地域活動としては、「学校外のクラブ活動に参加している」(34.5%)、「学校内でのクラブ活動に参加している」(29.0%)の2つが高くなっています。



### 7) 子どもの就寝の様子について(小学生)

●寝る時間としては、「夜9時30分から10時」が32.2%でもっとも高く、ついで「夜9時から9時30分」の29.0%となっており、おおむね、9時台に就寝する児童が全体の6割を占めています。



## ②幼稚園、学校の状況

- 本町の教育施設は幼稚園1、小学校2、中学校2となっており、児童・生徒数の推移は、幼稚園、小学校、中学校ともに減少傾向となっています。
- 幼稚園のサービスとしては、園児とその園に対し助成を行う幼稚園運営費補助金制度等があります。

### ■児童・生徒数の状況■

【公立】		(処所、校、人)				
区分	施設数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校	2	735	709	684	647	652
中学校	2	401	418	385	376	359

(資料：学校基本調査 各年5月現在)

【私立】		(処所、校、人)				
区分	施設数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
幼稚園	1	25	20	25	20	17

(資料：学校基本調査 各年5月現在)

### ■幼稚園・学校教育推進事業■

事業名	事業概要
幼稚園就園奨励費補助金	〔国庫補助〕町民税の課税状況に応じて保育料の減免・補助を行い幼稚園への就園を奨励する。(国庫1/3補助)
幼稚園運営費補助金	幼稚園に通う園児とその園に対し助成を行い、就園を奨励する。
養護学校等就学費補助金	養護学校に通う児童生徒に対し就学費の一部を補助し、教育の助長を図る。
町立中学校生徒の中体連出場補助金	学校教育活動として九州・全国大会に出場する場合、学校長に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### ■奨学金等支援事業■

事業名	事業概要
育英貸付事業	学業・性行が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と思われる高校・高専・短大・大学生に育英資金を貸与する。
太良町就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費・学校給食費・医療費等を援助する。また、特殊学級に在籍する児童の保護者の経済的負担を軽減するために、学用品費・学校給食費等を援助する。

③学校・地域・家庭における教育環境の状況

- 青少年育成事業等各種の社会活動は多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業メニューとなっているとともに、ユニークな取り組みもあり、今後の青少年育成事業の展開上、重要な役割を担うものとして位置づけられます。
- 家庭教育に関する学級・講座に関しては、町内1校に1名、1日3時間程度で週2日勤務する相談員を配置し、中学校生徒の悩み相談に応じる心の教室相談員等配置事業が設置されています。

■青少年育成事業を含む体験活動等各種活動の実施状況■

【全体】

事業名	事業概要
青少年育成地区教育懇談会・町民大会	町民総ぐるみによる青少年の健全育成活動の推進を図るために結成された組織に対し、その活動を助成する。町民大会において事例発表や講演会を通して意識の醸成を図る
社会教育学級ほか	親子ケーキづくり、親子つり大会、親子ふれあい事業、クリスマスフェスタ、体験海洋クルーズ、体験クルーズ、ほか

【スポーツ】

事業名	事業概要
幼児運動プログラム体験教室	社会教育課職員、大浦幼稚園職員等を指導者に、町内の保育園、幼稚園児等を対象として各種運動プログラムを体験させる。

【国際化・国際交流】

事業名	事業概要
訪韓少年の翼	県子連主催事業として、募集した小学校～中学生を対象に韓国を訪問し、国際交流を体験する。

■学校評議員制度の活用状況■

事業名	事業概要	実施内容（回数、利用者数等）
学校評議員制度	学校運営の多様化により幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有するものを選考して学校長が推薦し意見を求め参考とし、円滑な学校運営を行っている。	年2回程度、各学校5～10名を配置

■家庭教育に関する学級・講座■

事業名	事業概要（設置年度、内容、参加状況等）	
心の教室相談員等配置事業	中学校に相談員を配置し、主に相談室において、生徒の悩みの相談に応じている。また、学習進度の遅い子の援助や行事・部活動への参加などを通して悩みを抱える生徒の相談等に当たっている。町内1校に1名、1日3時間程度の週2日勤務する相談員を配置している。	
家庭教育学級	町内の公立幼・小・中学校で保護者を対象に子どもに対しては親がどうあるべきかを学ぶ	随時、町内幼稚園・保育園・児童館の保護者

(4) 住宅及び居住環境

①生活基盤の整備状況

- 公営住宅における子育て支援のために、太良町定住促進条例があります。これは、定住目的で、新築及び中古住宅を取得した定住者に対し、奨励補助金を交付する制度です。

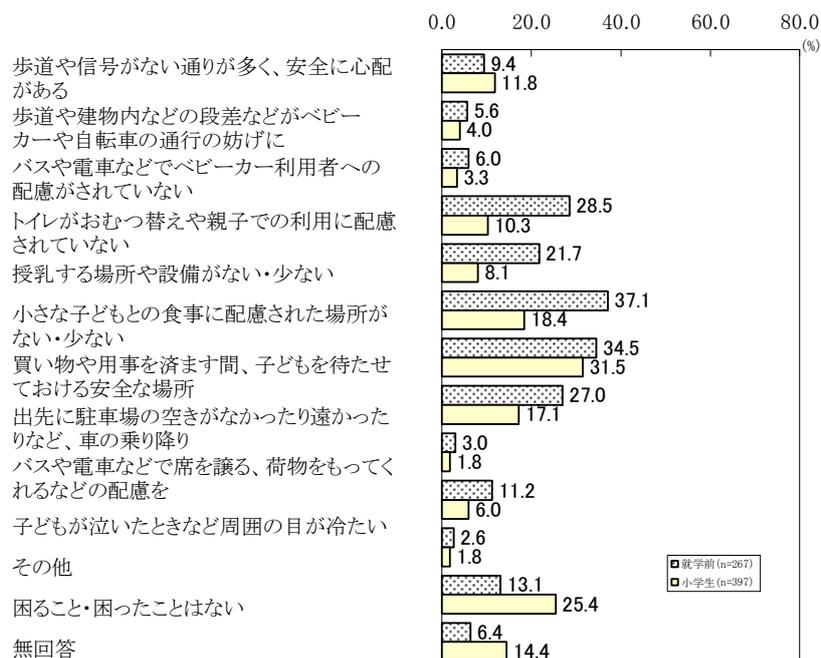
■公共施設における子育て支援のための設備等の実施状況■

事業名	対象施設	事業概要（実施年度、具体的な設備等の内容）
太良町定住促進条例	転入者 持ち家 住宅整備	定住人口の確保と増加を図るため、町内に定住する目的で新築及び中古住宅を取得した定住者に対し、奨励補助金を交付する。

②外出時の問題点等

- 子どもと外出するときに、困ること・困ったこととしては、就学前では「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない・少ない」、小学生では「買い物や用事を済ます間、子どもを待たせておける安全な場所」がもっとも高く、以下、「トイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」「出先に駐車場の空きがなかったり遠かったりなど、車の乗り降り」と続いており、子どもへの配慮不足が上位を占めています。
- 全体的には、バリアフリー化への対応や交通安全・防犯への対応が求められています。

■子どもと外出するときに、困ること・困ったこと／就学前・小学生アンケート(複数回答)■



③防犯、交通安全対策等の実施状況

- 交通安全教室については、保育園・幼稚園・小学校を対象に町の交通指導員と連携して開催されています。
- 広報等交通安全活動の推進として児童生徒の登下校時における交通指導を実施しています。
- 防犯灯の設置件数は平成20年度で15件となっています。

■子どもや親に対する交通安全教室、防犯指導等の実施状況■

事業名	対象施設	事業概要（時期、内容、参加者数等）
交通安全教室	保育園・幼稚園・小学校	町の交通指導員との連携により、各学校低学年（180名）を対象に安全教室を開催
自転車安全教室	小学校高学年	町の交通指導員との連携により、各学校高学年（180名）を対象に安全教室を開催

■その他子ども等の安全の確保に係る事業等の実施状況■

事業名	事業概要
広報等交通安全活動の推進	交通安全指導員、交通安全推進対策協議会員および保護者等と連携し、児童生徒の登下校時における交通指導を実施。交通安全運動期間中には、街頭キャンペーンを実施し、運転者に啓発チラシを配布、また安全指導車による巡回広報を行う。

■防犯灯設置件数の推移■

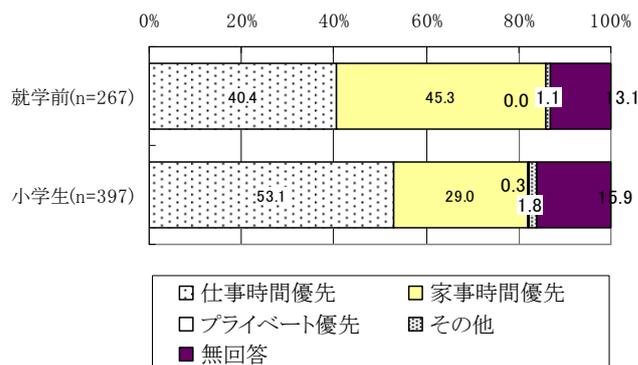
	平成20年度
通学路設置	15

## (5) 職業生活と家庭生活との両立

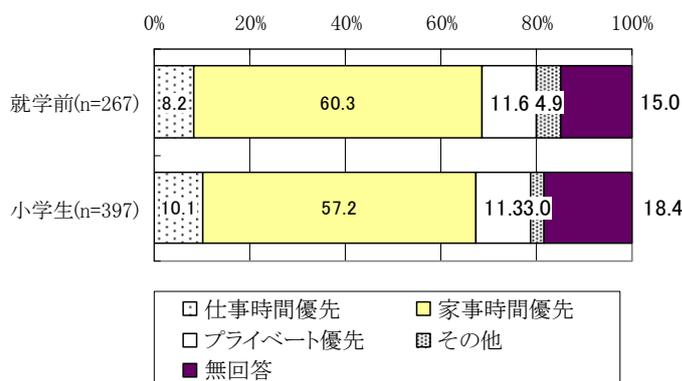
### ①仕事と育児等の優先度

- 「仕事時間」と「家事(育児)」「プライベートの生活時間」の優先度では、就学前、小学生ともに、希望としては「家事(育児)時間を優先」の割合が圧倒的に高いですが、現実としては「仕事時間を優先」せざるを得ない状況を示しています。

#### 【現実】



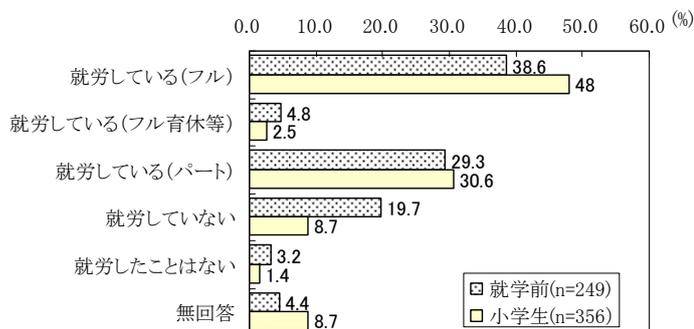
#### 【希望】



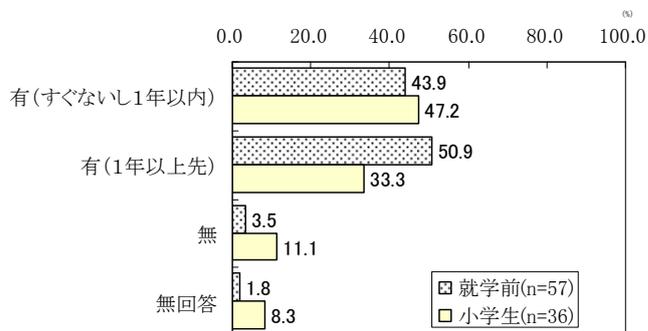
### ②女性の就労状況

- 就業している母親の形態としては、就学前では「フルタイム」38.6%、「パートタイム」29.3%、「就労していない」19.7%に対し、小学生の場合は「フルタイム」48.0%、「パートタイム」30.6%、「就労していない」8.7%となっています。
- 先の仕事と家事の優先度の意識を踏まえた後で、今後の就労希望をみると、期間は別にすると、就学前、小学生とも8割から9割の保護者が就労を希望しています。
- 就労していない理由としては、就学前、小学生とも「働きながら子育てできる適当な仕事がない」がもっとも高く、「ワーク・ライフ・バランス」を実現させるための環境が整っていないことを示しています。
- なお、就学前児童での「育児休業制度」の利用では、母親利用30.6%、父親利用0.4%、両方利用0%となっており、利用経験者は約3人に1人となっています。

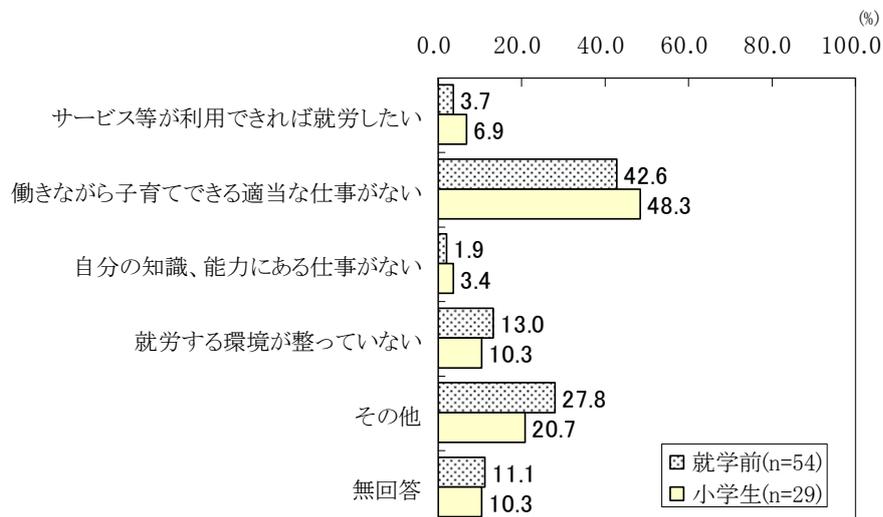
【母親の就労状況】



【母親の就労希望】



【母親が就労していない理由】



## **第3章 前期計画の評価**

## 1. すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます

### (1) 子どもの人権と主体性を尊重します

- 子ども参加型のまちづくりや子どもの権利擁護にかかわる町民意識の高揚については、具体的な取組みには至っていませんが、今後とも、事業を継続していく必要があります。

### (2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します

- 食生活改善を通じた健康づくりについては、関係者との連携により一定の効果をあげていますが、今後はアンケートによる事業効果等を通して、事業の継続と参加者に対応した体制が必要です。
- 平成20年度より学童期におけるフッ化物洗口事業を導入しており、事業の定着が図られており、今後とも歯科健診・保健指導の充実を図る必要があります。
- 母子保健事業については、妊婦健診助成事業を通して、育児不安等をもつ母親等に対する支援に効果をあげており、今後とも事業の充実を図る必要があります。
- 思春期保健教育については、幼児期からの喫煙・薬物乱用防止教育の継続により、生涯を通じた健康意識の向上が図られており、今後とも事業の継続が求められている。
- 要支援対象児に対する関係機関と連携した個別支援は一定の効果をあげており、今後も事業の継続が求められています。
- ブックスタート事業については、親子のコミュニケーションを高める環境づくりに寄与しており、今後も事業の継続と充実を図る必要があります。

### (3) 子どもの学びを支援します

- 個性と生きる力を伸ばす教育については、生活習慣100点運動を年3回以上実施するなど具体的な取組みを行っており、生活習慣の向上による人間力成長に寄与しており、今後も更なる具体的な取組みが求められています。
- 太良町美しい日本語暗誦大会は、感動を共有して心豊かでたくましいこどもを育む取組みであり、学校教育の質的充実への影響は大きく、今後もより具体的な取組みが必要となっています。
- 開かれた学校づくり、安全な学校づくりとして、地域の持っている潜在的な教育力を発掘する目的で地域コーディネータを配置しており、地域力の向上が図られています。今後はコーディネータのスキルアップの取組みが求められています。

### (4) 子どもの豊かな体験機会を充実します

- 成長段階に応じた乳幼児とのふれあいについては、参加者数に対する指導者の不足や安全管理面への不安要素があり、とくに人材確保は急務となっています。

- 地域文化の伝承による地域活性化については、器材、器具の購入整備に対する資金面での支援が十分ではなく、今後の対応が求められています。
- 子どもの職場体験機会については、ボランティア体験学習として社会福祉施設等への体験を実施し、一定の効果をあげており、今後とも継続が必要です。
- ボランティア活動の普及・促進、多様な体験活動・学びの機会、PTA、青少年健全育成団体や子ども会等既存団体の活性化への取組みは十分ではなく、今後とも、事業を継続していく必要があります。

#### (5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します

- 保護者への情報提供や相談体制の充実、障害児保育・教育の充実、病児及び障害児への支援活動の充実、いじめ等子どもたちの相談体制やケア体制の充実、ひとり親家庭に対する支援、児童虐待防止対策の推進等については、具体的な取組みには至っておらず、今後とも、事業を継続していく必要があります。

### 2. 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます

#### (1) 子育て支援環境を充実します

- 保育所サービスや学童保育の充実については一定の効果をあげているものの、育児不安の解消、児童虐待防止のための相談や妊娠・出産・育児にかかわる総合的な教育・相談の充実等については十分な取組みとは言えず、事業の継続、充実が必要です。
- 救急医療を含む小児医療体制については、具体的な取組みには至っておらず、関係団体への協議や要望等を通じた医療体制づくりを検討する必要があります。

#### (2) 子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します

- 民生委員等関係者の連携による指導相談体制の充実、子育て家庭の親子の集いの機会や育児学級、家庭教育等の充実、新生時期の親へのサポート体制の充実さらには養育困難な家庭や児童虐待の予防・早期発見早期対応の体制づくりについて等への取組みは十分ではなく、今後とも事業の継続が必要です。

#### (3) 子育てを経済的に支援します

- 子育てにかかる各種サービスの利用料金の適正化や乳幼児医療制度の拡充については、十分な取組みとは言えず、今後とも事業の継続が必要となっています。

#### (4) 就労している子育て家庭を支援します

- 延長保育については具体的な取組みを行っており、一定の効果をあげていますが、休日保育の充実や低年齢児の保育需要への対応に対しては十分な取組みがなされておらず、今後の対応が求められます。
- 就労機会の充実や再就職の促進、子育てへの男女共同参画の促進等については、具体的な取組みには至っておらず、いずれも事業の継続が求められています。

### 3. 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます

#### (1) 子どもの目線にたった遊び場づくり、居場所づくりに取り組みます

- 身近な公園や子どもの立場に立った遊び場づくりについては、施設数としてはほぼ図られていますが、整備内容等で見直し等が必要となっています。
- 子どもたちの居場所づくり、放課後や休日の学校や施設の開放促進、さらには地域子ども教室事業の推進等については、十分な取組みとは言えず、今後とも事業の継続が必要となっています。

#### (2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりをすすめます

- 子育てしやすい居住空間や公共施設等のバリアフリー化、交通安全対策を含む子どもにとって安全な社会環境づくりについては、十分な取組みとは言えず、今後とも事業の継続が必要となっています。
- 交通環境のバリアフリー化については十分とはいえず、公共施設等のバリアフリー化と一体的な取組みが必要となっています。

#### (3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます

- 次世代育成支援にかかわる情報の提供、地域における子育て支援ネットワーク形成の支援および地域子育て相互支援事業の利用促進、さらには子育て支援者の育成、子育てボランティアの育成支援等については、具体的な取組みには至っておらず、地域における子育て支援ネットワーク形成と地域子育て相互支援事業との連携強化とともに、子育てボランティアと支援者の一体化のための地域子育て相互支援の取組みの充実が必要となっています。

**第4章**  
**次世代育成支援に関する**  
**主要課題**

## 1. 子育て環境の現状

- 本町にあっても人口の微減傾向が続くなか、少子高齢化は進行しています。
- 対象としている18歳未満人口は減少傾向にあります。内訳では6歳以上の減少が中心であり、とくに「12-17歳」の中高生の減少が目立ちます。
- 本町合計特殊出生率は平成15-19年平均で1.74人であり、国、県に比べ高いもの、国が一時回復基調にある中では、少子化は着実に進行しています。
- 平均初婚年齢でみると、男女とも相対的に晩婚化の傾向は続いています。
- 家庭環境の側面でみると、「18歳未満の子どものいる世帯」「6歳未満の子どものいる世帯」いずれも減少傾向にあり、とくに6歳以上18歳未満の子どものいる世帯で目立っています。
- 「ひとり親世帯」は6歳未満、18歳未満のこどものいる家庭ともに増減を繰り返しています。
- 就学前児童を抱える25-39歳での就業率の伸びが目立ちます。

## 2. 子育て家庭を取り巻く状況

### (1) 地域における子育ての支援

#### ①子育てに関する気持ち、子育てにおける不安・悩み等

- 子育てについては「楽しい」と感じる保護者が半数を占めています。
- 子育てにおける不安・悩みとしては、就学前、小学生とも「しかりすぎ」を気にする保護者がもっとも多くなっています。
- 悩みや不安への相談相手としては、親族に頼り傾向が強く、公的機関への依存はほとんどなく、今後、子育てが楽しいと考える保護者がもっと増えるためには、親族などに代わって、身近なところで、身近な悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。
- 今後の子育て支援では、経済的な支援と「ワーク・ライフ・バランス」の達成が最大の関心事となっています。

#### ②地域の子育て環境の状況

- 情報の入手方法としては、仲間同士の情報がもっとも高い評価を受けているのに対し、公的な相談相手や場所の情報源としての利活用は低く、それぞれのニーズに対応したPR活動の推進などを検討する必要があります。
- 町からの情報提供方法としては、ホームページや広報紙・パンフレット等があり、貴重な情報源となっていますが、仲間同士に比べると依存度は低く、今後ともPR活動に努める必要があります。

### ③保育サービスの状況

- 平成20年度で計3か所の保育所があり、定員290人に対し、285人の児童が入所しており、定員を下回っています。
- 延長保育、一時保育は3園で、障害児保育は2園でそれぞれ実施されていますが、休日保育は実施されておらず、休日保育のニーズに対応した保育体制の見直しが必要となっています。
- その他、アンケート調査の今後利用したい保育サービスでは「病児・病後児保育」が最も高く、病気時への対応も強く求められています。

### ④地域における子育て支援の基盤整備の状況

- 地域における基盤としては、社会福祉協議会を中心として各関係者が一体となって、地域における子育て支援を実施できるネットワークを形成する必要があります。

### ⑤町立児童館・放課後児童クラブの状況

- 現在3箇所の町立児童館がありますが、実情を踏まえ廃止を含む見直しの必要があります。

### ⑥子どもの遊び場環境

- 子どもの遊び場については、天気に影響されることなく、町内どこからでも利用でき安全で遊具の揃った遊び空間への要望が高くなっています。

### ⑦子育て支援サービス等について

- 認知率、利用率、利用意向率は「母親、両親学級、育児学級」「児童館」「子育て支援センター」「保健センターの情報・相談サービス」等が相対的に高く、これら事業の充実、強化が求められます。

## (2) 母親・子どもの健康

### ①母子保健サービスの実施状況

- 妊産婦保健事業は6事業、乳幼児等保健事業は187事業となっており、いずれも乳幼児の発達段階に合った支援が行われており、一定の効果をあげています。
- 幼児教育・家庭教育において、成長段階に応じて食育の推進と食生活改善を通じた健康づくりを推進する必要があります。
- 併せて、新生時期の親へのサポート体制の充実を促進する必要があります。

### ②障害児及びその保護者に対する福祉サービス

- 本町の身体障害児(18歳未満)は、平成20年度で9人であり、そのうち肢体不自由が8人で、視覚障害が1人となっており、障害児への福祉サービスなどを通じた支援活

動の充実が求められています。

### (3) 教育環境

#### ① 家族とのかかわり、結婚等将来のイメージ

- アンケート結果をみると、小学生の約4人のうち3人は、週1日以上家の手伝いをしており、親との会話では「友だちのこと」「学校や塾、習い事の出来事」が圧倒的に多くなっています。

#### ② 幼稚園、学校の状況

- 本町の教育施設は幼稚園1、小学校2、中学校2となっており、小学校は横ばい、幼稚園児、中学生はともに減少傾向となっています。
- 学校と地域の結びつきの強化を図り、地域の持っている潜在的な教育力を発掘するため、地域コーディネータとなるボランティアの技術的な研修とともに、情報発信、活動内容や方法、回数を検討する必要があります。
- 生活習慣の向上のための生活習慣100点運動については、具体的な取り組みの強化が求められています。
- 先祖から受け継がれた伝統芸能を保存するための器材、器具の購入整備に対する資金面での支援が必要となっています。
- 社会福祉施設等への子どもの職場体験機会を今後も充実する必要があります。

#### ③ 青少年育成事業等の状況

- 青少年育成事業等各種の社会活動は多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業メニューとなっているとともに、ユニークな取り組みもあり、今後の青少年育成事業の展開上、重要な役割を担うものとして位置づけられます。

#### ④ 家庭教育に関する取り組み

- 町内1校に1名、1日3時間程度の週2日勤務する相談員を配置し、生徒の悩みをきく心の教室相談員等配置事業を設置しています。
- 子育てへの男女共同参画を促進する必要があります。

### (4) 住宅及び居住環境

#### ① 外出時の問題点等

- 全体的には、子どもづれでも不自由しない場所等への対応が求められています。

#### ② 防犯、交通安全対策等

- 町の交通指導員と連携し、保育園・幼稚園・小学校で交通安全教室が開催されています。

- 公共施設等のバリアフリー化と統合した交通環境のバリアフリー化を推進する必要があります。

## (5) 職業生活と家庭生活との両立

### ①仕事と育児等の優先度

- 就学前、小学生とも、希望としては「家事(育児)時間を優先」の割合が圧倒的に高いですが、現実としては「仕事時間を優先」せざるを得ない状況を示しています。

### ②女性の就労状況等

- 就業している母親の形態としては、就学前、小学生とも「フルタイム」がもっとも多く、ついで「パートタイム」の順となっています。
- 今後の就労希望をみると、期間は別にすると、就学前で9割以上、小学生で8割以上の保護者が就労を希望しています。
- 就労していない理由としては、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が圧倒的に高く、「ワーク・ライフ・バランス」を実現させるための環境が整っていないことを示しています。
- 地元企業、事業所に対する子育て家庭への配慮・支援の要請を促進する必要があります。
- 就労機会の充実、再就職を促進する必要があります。



## **第5章**

# **計画のめざすもの**

## 1. 計画の基本方針

家庭や地域社会の変化に伴う子育てや子育てにかかわる問題、あるいは子ども自身をめぐる問題は相互に関連するところが多く、子育ての第一義的な責任がそれぞれの家庭（親）が担っていくものであるにせよ、地域を構成するさまざまな主体が連携し子育て、子育てに積極的にかわり、地域一体となって取り組んでいくことが重要です。

かつて、子育てを近所同士が助け合い、また、大人が近所の子どもたちを見守り、時には叱咤しながら地域として子育て・子育てを支援し、公的サービスの不足を補う“公私協働”の仕組みづくりがありました。

家庭や地域が本来もちあわせていたこうした機能を、今日の時代背景に合わせて再構築していくことが重要であり、本町としての次世代育成支援の取組み方針を次のとおり定めます。

### **基本方針① すべての子どもがのびやかに育まれる「子どもの夢づくり」**

～ すべての子どもの人権の尊重とのびやかな「育ち」の支援 ～

すべての子どもは次代の担い手であり、未来に夢を広げています。

すべての子どもが人格をもつ一人の人間として健全に育成され、将来の夢を託すことができるよう、“子どもの利益が最大限に尊重される”ことを前提に、乳幼児から思春期にいたるまで常に『子どもの目線』に立って一貫性のある施策・事業に取り組を進めます。

また、すべての子どもを町の「次代の担い手」、「未来を託す担い手」として町民が共有の認識をもち、これをもとに、豊かな人間性を形成し、自立した家庭を持つことができるよう、子育て、大人への自立促進を地域ぐるみで支援します。

### 基本方針② 子育ての楽しさを実感できる「親の夢づくり」

～ 子育ての主体としてのすべての家庭への支援、“親育ち”の支援 ～

共働き世帯の増加や女性の社会進出機会の増大などから子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様化しており、子育て家庭の特性をふまえながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、すべての家庭への支援、いわば「すべての親の夢づくり」の視点から施策分野を越え分野横断的な取り組みを進めます。

また、“男女共同参画社会の実現”もふまえながら、家庭、地域そして行政それぞれの役割を高めるとともに、相互の連携を強めていきます。

### 基本方針③ 子育てや子育て\*の喜びを共有する「まちの夢づくり」

～ 地域一体となったすべての子育て、子育て支援への取り組み ～

子育てを子育て家庭だけに負わすのではなく、町民のだれもが子育てに係る問題や負担感を十分理解しあい、地域社会全体が当事者としての意識をもって協力しあっていく「子育ての社会化」の視点からの取り組みが求められます。

このため、「子育て支援」を公的なサービスだけでなく、事業所などを含めすべての町民が“子育て・子育ての担い手”としてさまざまに係わり、行政との協働のもとに、町民参加による子育て・子育て支援の仕組みづくりに取り組みます。このことは、子どもに未来を託す「まちの夢づくり」にほかなりません。

\* 子育て：この計画では、子ども自身が自らの力で大人へと自立することをいう。

## 2. めざす姿（目標像）

次世代育成支援は、基本方針に掲げるように、子どもが健全に育成され、自立していくことを支援するものであり、そのことを通じて子育て中の「親」も一緒に成長し、また、地域としても子育て・子育ての支援を通じて町民相互のつながりが深まり、これからの時代に求められる新しいコミュニティづくりにもつながることが期待されます。

その意味で、育てる喜びを親として実感できることは無論のこと、地域としても次代の担い手が成長していく姿を喜びあえるまちをめざしたいと考えます。

同時に、子どもたちにとっても、この地で生まれ育った喜びを実感できるまちである必要があります。

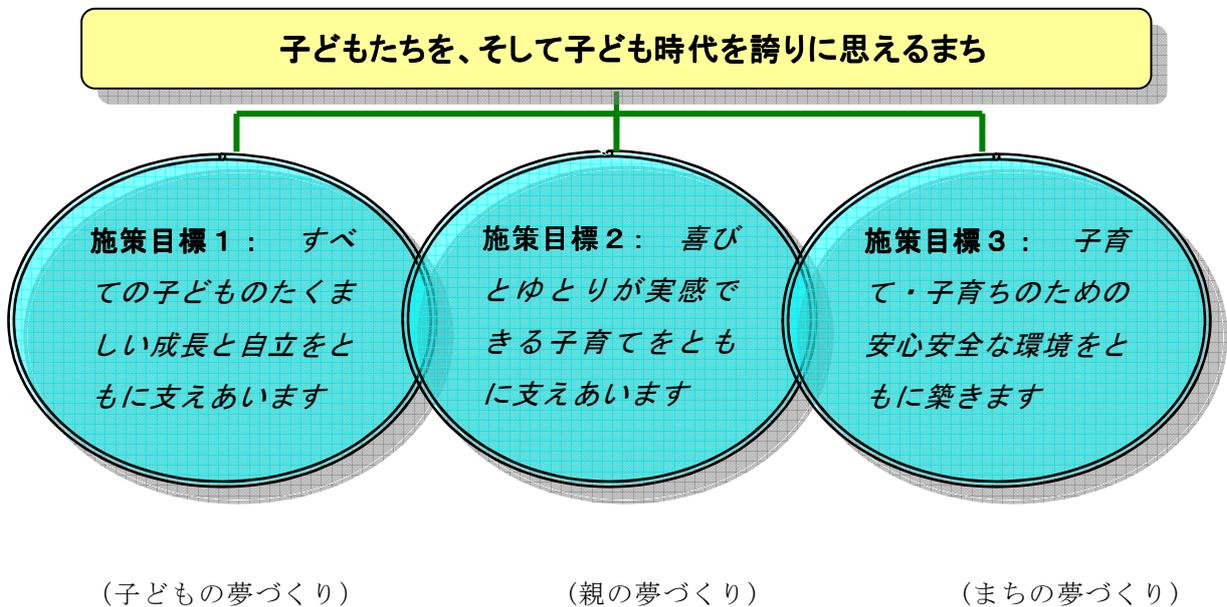
こうした認識から、「太良町エンゼルプラン」の理念を踏襲しながら、次世代育成支援の地域の共通目標として、めざす姿（計画の目標像）を次のとおり定めます。

**子どもたちを、そして子ども時代を誇りに思えるまち**

**～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～**

### 3. 施策の目標

計画の将来像実現のために、施策の目標を次のとおり定めます。



#### 施策目標1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます

##### (1) 子どもの人権と主体性を尊重します

すべての子どもたちが次代の担い手として健やかに生まれ育ち、それぞれの個性や力を伸ばしながら自立への道を実実に進んでいける環境づくりに、家庭はもとより、地域が一体となって取り組んでいくことが重要です。

社会を担う貴重な人材であり、その人権が尊重され、子ども一人一人の個性や自発性が伸ばせるよう、「子育ての社会化」の必要性について広く町民各層の意識啓発を図るとともに、実践的な活動への参加を働きかけながら、地域一体的な取組みを進めます。

##### (2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します

子どもが健やかに成長するためには、健康づくりに関する正しい知識と規則正しい生活習慣が重要であり、乳幼児期から思春期までに応じた心身の健康づくりに取り組みます。特に、食を通じた健康づくり、家庭づくりの観点から食育の推進を図ります。

**(3) 子どもの学びを支援します**

基礎学力の着実な定着とともに、個々の子どもの個性と能力を伸ばすため、学校教育の一層の充実を図ります。

**(4) 子どもの豊かな体験機会を充実します**

少子化の進行などともなって、乳幼児とのふれあいをはじめ、さまざまな遊びの体験、あるいは学びの機会が減少していることをふまえ、成長段階に応じたさまざまな体験の場を充実していくとともに、地域活動と交流機会の充実や子どもにかかわる地域のボランティア養成を進めるなど、子どもが心豊かに、安全に遊び、経験し、学ぶ機会を充実します。

**(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します**

障害児など何らかの保護・支援が必要な子どものもつ力を伸ばす事業の充実と保護者や保育者への相談・支援体制の充実を図っていきます。

また、ひとり親家庭の子育てを支援するため、相談体制や子育て支援サービスを充実します。

**施策目標2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます**

**(1) 地域における子育て支援環境を充実します**

保育需要を的確に見極めながら、保育サービスの充実や施設設備の充実を進めていきます。

また、放課後児童クラブ（学童保育）についても、利用しやすいよう保育内容の充実に取り組みます。

**(2) 家庭の子育ての向上と母性の健康づくりを支援します**

子育てに関する悩みや不安などを解消できるよう、関係部署や関係団体の連携を密にし相談体制の充実を図るとともに、親同士が相談しあい、相互に学びあい、支えあう機会を充実します。

また、子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠・出産、育児に関わる保健・医療体制を充実します。

**(3) 子育てを経済的に支援します**

子育て世帯への経済的支援のため、制度改善を要請しながら充実に努めます。

**(4) 働きながら子育てしている家庭を支援します**

就労している、あるいは就労希望の母親が増加し、子育てにかかわるニーズが多様化していることに対応できるよう、保育機能の充実とともに、育児休暇制度などの利用促進や柔軟な就労形態への取り組みなど、子育て家庭に対する事業所などの啓発や環境づくりを促進します。

**施策目標3 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます**

**(1) 子どもの目線に立った遊び場づくりや居場所づくりに取り組みます**

子どもの遊び場に対する要望が高いことや室内での遊びが主流になってきたことなどをふまえ、子ども同士の協調性や社会性を育む場となる安全な遊び場づくりについて子どもの目線に立って取り組んでいきます。

また、中学生や高校生など子どもたちが気軽に利用できる「居場所づくり」を進めるため、既存施設の有効活用や地域の支援体制づくりに取り組みます。

**(2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます**

乳幼児など子ども連れでも安心して外出し、施設利用ができるよう、バリアフリーのまちづくりを推進するとともに、子育てしやすい住環境づくりを支援・促進します。

また、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、交通安全対策や防犯対策の一層の充実を図るとともに、子どもや子育て家庭などに対する安全教育を充実します。

**(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力を高めます**

子育て・子育てを地域全体で支えあう必要性について広く町民の認識を高め、地域一体的、自発的な取組みが進められるよう、情報の共有化を図り、地域の子育て力、子育て力を高めていきます。

さらに、長時間労働の解消や育児休業の取得奨励など、企業や事業所に対して、地域の子育て力を高める視点から支援要請を行っていきます。

## **第6章**

# **分野別施策の展開**

## 1. すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます

### (1) 子どもの人権と主体性を尊重します

子ども一人一人は、独立した人格をもっており、その人権擁護については、平成元年（1989年）に国連で採択された「子どもの権利条約」において、子どもの『生きる権利』、『育つ権利』、『守られる権利』、『参加する権利』という4つの権利が定められ、「子どもの最善の利益」を確保することが大人の義務であると謳われています。

しかし、いじめや不登校、あるいは家庭内での児童虐待や養育の放置・拒否（ネグレクト）など子どもの人権にかかわるこうした問題は、その本質がなかなか表面化しない場合が多く、人権にかかわる家族や周囲の意識の欠如がその底流にあります。

このため、すべての子どもが次代を担う貴重な地域の財産であることを大人が認識し行動できるよう、各種情報メディアを活用して子どもの人権擁護にかかわる啓発活動を充実するとともに、子どもたちに対しても次代の担い手としての自覚を高め、実感できるよう、「一人の町民」としてまちづくりへ参加できる機会づくりに取り組みます。

#### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
子ども参加型のまちづくりの推進	次代を担う子どもたちが地域を見つめなおし、地域の一員としての自覚をもってまちづくりに参加できるよう、「まちづくり子ども委員会」（仮称）の設置を検討するなど、町政への理解と参加を促す機会を充実します	町民福祉課 社会教育課
子どもの権利擁護にかかわる町民意識の高揚	すべての子どもが一人の人間として人権を保障され、心健やかに育まれるよう、「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」などについて各種情報メディアを活用して啓発事業を充実し、広く町民の意識を高めます。	町民福祉課 社会教育課

### (2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実を求めるニーズが多く寄せられています。

生涯にわたる健康づくりは、その第一歩として乳幼児期から望ましい生活習慣を身につけていくことが重要です。

このためには、乳幼児期においては親の生活習慣に大きく左右されることをふまえ、親自身の健康意識や健康づくりの働きかけを進めることが必要です。

また、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・外食産業等の増加により、食べたいものが手軽に食べられる時代となっています。安全で身体によい食べ物を選ぶ力を身につける等、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習会等

を進める必要があります。

子どもをめぐるさまざまな健康問題に対して、多くの機会をとらえて相談・指導事業を充実し、子ども本人の健康管理意識や家庭の教育力の向上を図っていく必要があります。

また、乳幼児期から子どもの成長段階に応じて適切な予防対策や健康づくりの支援を行うため、保健・医療・福祉・教育の連携を一層強化し、一貫した健康づくりを支援する仕組みづくりが重要です。

このため、子どもの健やかな成長のために不可欠な、規則正しい生活習慣を確立できるよう、乳幼児期から思春期に至るまでの成長段階に応じた心身の健康づくり事業を推進します。特に、食を通じた健康づくり、家庭づくりの観点から食育の推進に重点的に取り組みます。

また、歯の健康のため、学童期においてはフッ化物洗口事業の定着を目指します。

【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
成長段階に応じた食育の推進と食生活改善を通じた健康づくり	子どもの頃からよりよい食習慣を確立できるよう、乳幼児期から学童期に至る成長段階に応じて、食生活改善指導や学校保健での指導、あるいは食に関する情報提供の充実に努めます。 また、教育施策との連携や産業振興施策と連携したスローフード運動*の推進など、成長過程に応じた食育を推進します。	健康増進課
「歯と健康」の教育の推進	歯の健康は、生活習慣病の防止など、健康づくりの上で重要な要素であり、幼児期から学童期までに多く発生するむし歯予防のため、歯科健診や歯科保健指導の充実に努めます。特に学童期においてはフッ化物洗口事業の定着を目指します。	健康増進課
子どもと母親の健康保持のための母子保健事業の充実	安心して満足できる出産ができるよう、妊婦健診や訪問指導を充実するとともに、医療体制の充実に働きかけます。 子どもを健康に産み育てるために必要な情報について、効果的な情報提供に努めるとともに、乳幼児期における育児不安や心配ごとなどについて気軽に相談できるよう乳幼児健康診査や育児相談事業を充実します。	健康増進課

\* スローフード運動：イタリア北部の町から起こった運動で、ハンバーガーなどのファーストフードに對峙する考え方として、「消えつつある郷土料理や質の高い小生産の食品を守ること」、「質の高い素材を提供すること」、「子どもたちを含めた消費者全体に、味の教育を進めていこと」を提唱している。

年齢に応じた思春期保健教育の推進	喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、あるいは正しい性教育やエイズ教育などの充実に努めます。 心の問題を抱える子どもに対する相談事業を充実します。また、子どもたちが命の尊さを学び、母性・父性をかん養する機会を充実します。	健康増進課
乳幼児の発達支援事業の充実	障害のある子ども、発達に遅れがみられる子どもに対し、一人一人の発達の状態に配慮した発達支援事業を充実します。	健康増進課
ブックスタート事業の推進	絵本などの読み聞かせを通じて、親子のコミュニケーションを高めるとともに、子育てを楽しむ環境づくりを行うブックスタート事業 <sup>*</sup> を推進します。	健康増進課

### (3) 子どもの学びを支援します

次代を担う子ども達が、たくましく心豊かに成長していくことが、今後、地域の活性化に寄与することにつながっていきます。

なかでも、子どもの確かな学力の習得と心身のバランスのとれた成長を支援する上で、学校教育の充実に対する要望は高まっています。

このため、基礎・基本的な学習内容の定着とともに、総合的な学習の時間における指導内容の充実などが求められます。

また、就学前教育の場として幼稚園への関心も高いことから、幼稚園における特色ある事業運営を促進するとともに、幼保一元化<sup>\*</sup>の動きも見極めながら幼児教育の充実を図っていく必要があります。

このため、基礎・基本的学力の確実な定着とともに、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすことを主眼に、家庭、地域とも連携しながら特色ある学校教育を推進します。

また、地域住民の身近な学校を開放して、子ども達と地域住民とのふれあいの場としての活用にも取り組みます。

#### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
個性と生きる力を伸ばす教育の推進	学習指導要領を基本としつつも、少人数指導、習熟度別指導などの指導体制の充実や特色ある教育の実践に努めます。	学校教育課

<sup>\*</sup> ブック・スタート事業：「親子の心のきずなづくり推進事業」の1つで、本の読み聞かせを通して子どもの心安らかな発達と親子の心のきずなづくりを図り、子育てを楽しめる育児環境づくりを推進することを目的としている。

<sup>\*</sup> 幼保一元化：学校教育法に基づく教育施設である「幼稚園」と児童福祉法に基づく保育施設である「保育所」の法的な垣根をはずし、両施設機能を一体的に配置することにより、就学前の子どもにもふさわしい保育・教育を提供しようとする考え方。現在、「職員の配置基準を幼稚園と同じにする」「保育所に設置が義務づけられている給食の調理室を廃止する」などの議論が進められている。

心のふれあいと感動のある学校教育の推進	地域との交流を通じて子どもたちの協調性や社会性を高めるため、地域のさまざまな社会資源を生かしたふれあい交流活動を促進します。	学校教育課
信頼される開かれた学校づくり、安全な学校づくりの推進	<p>幼児教育や学校教育に対する期待の高まりに対応し、教職員の一層の資質向上に努めていくとともに、地域との新たな連携・協力体制を確立します。</p> <p>また、地域と連携しながら安全な学校づくりに取り組みます。</p>	学校教育課

#### (4) 子どもの豊かな体験機会を充実します

子どもの行動様式は変化し、家の中など限られた空間だけで過ごすことが多くなったり、子ども同士が集団で過ごす機会が減少し少人数の人間関係にとどまる傾向が強まっていると言われます。

このことは、社会性や協調性など人間関係を築く上で必要な実体験の機会を減少させていることが指摘されています。

豊かな自然を使った体験学習に取り組み、児童・生徒が自然に親しみを持つことができる取り組みや、保育所、幼稚園と学校との交流を進め、児童と生徒のふれあいができるイベント等の開催などが求められています。

このため、少子化の進行などによって、乳幼児とのふれあいをはじめ、さまざまな遊びの体験、学びの機会が減少していることをふまえ、指導者を増やすとともに、成長段階に応じた多様な体験、学びの場の充実をめざします。

また、地域活動の活性化やボランティア活動への参加促進などを通じて、子どもと地域とのかかわる機会を充実します。

##### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
成長段階に応じた乳幼児とのふれあいの促進	指導者を増やすとともに、学校教育や社会教育、地域活動などさまざまな機会をとらえ、子どもたちが乳幼児とふれあう機会を充実します。	町民福祉課
地域文化の伝承による地域活性化の推進	地域それぞれに昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能、伝統技術などを広く子どもたちに継承するため、伝承事業を充実し、地域の活性化に取り組みます。	社会教育課 学校教育課
子どもの職場体験機会の充実	子どもたちの就労観を高め、技能の大切さを体感できるよう、地域の理解を求めながら子どもの職場体験の機会を充実します。	社会教育課 学校教育課
子ども自身によるボランティア活動の普及・促進	子どもたちの社会性や協調性、主体性を高めるため、子ども自らが企画し実践する多様なボランティア活動を促進します。	学校教育課 町民福祉課
豊かな自然や地域の社会資源を活用した多様な体験活動・学びの機会の充実	豊かな自然環境などを活用し、自然体験や自然学習など体験活動や学びの機会を充実します。	社会教育課 学校教育課
PTA、青少年健全育成団体、子ども会等既存団体の活性化	子どもたちの健全な育成を図るため、PTA活動や青少年健全育成団体活動、子ども会などの既存団体の活動の活性化を促進します。	社会教育課 学校教育課

**(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します**

障害児（者）が増加する中、障害児（者）福祉サービスの多様化と質の向上が求められています。在宅及び施設における各種サービスの提供はもとより、障害のある人もない人も、地域で共に暮らす社会の実現や在宅生活支援事業の推進が重要です。

また、近年の離婚率の上昇に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が増加しています。母子家庭の置かれている生活状況を見ると、子育てと生計の担い手を一人で担うため、日常生活面で様々な問題に直面しています。

今日、大きな社会問題と化している児童虐待の背景には、さまざまな要因が挙げられていますが、一人で子育てに悩み、孤立してしまっている親の不安定な心理状態から虐待が誘発される場合が少なくありません。

町民アンケート調査の結果でも「思い通りにならないと、つい手をあげたくなる」ことを経験している人がみられます。

親の孤立を防ぐと同時に、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、アフターケアに至る地域ぐるみでの総合的な支援体制が必要であり、児童相談所などの専門機関や保育所、幼稚園、学校、医療機関などとの連携を強化し、また、町民への児童虐待防止法（児童虐待等の防止に関する法律）の啓発に努めていくことが重要です。

このため、障害のある子どもなど保護・援護が必要な子どもが地域の中で暮らすことができるよう、一人一人の力を伸ばすための事業や相談・支援体制の充実をめざします。また、ひとり親家庭に対し、就労支援や子育て支援を重点にその自立支援をめざします。

**【具体的な事業】**

事業名	今後の取り組み	関係課
保護者への情報提供や相談体制の充実	障害のある子どもをもつ保護者やひとり親家庭、養育困難家庭に対して効果的な情報提供に努めます。 また、保健、医療、福祉、教育などの連携を密にし育児相談、子ども発達相談などきめ細かな相談体制を充実するとともに、早期発見・早期療育のシステムを充実します。	町民福祉課 健康増進課
障害児保育、障害児教育の充実	障害のある子どもが地域の子どもたちとふれあいながら育成されるよう、保育所などでの障害児保育を推進するとともに、学校教育での特別支援教育への取組み、配慮を要する子どもへの支援体制づくりに取り組みます。	町民福祉課 学校教育課

## 第6章 分野別施策の展開

病児及び障害児への支援活動の充実	子育て家庭の保護者の急用や急病など不測の事態に子どもを一時的に預ける病後児保育事業やショートステイ事業※、トワイライトステイ事業※の実施について、利用ニーズを的確に把握しながら詳細の検討を進めます。	町民福祉課 健康増進課
いじめ等子どもたちの相談体制やケア体制の充実	いじめや不登校などの問題をかかえる子どもに対し、カウンセリング制度などの的確な相談体制とケア体制を充実します。	町民福祉課 健康増進課
ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の自立を支援するため、経済的な支援の充実を図るとともに、保育、家事支援などの子育て支援サービスの充実を図ります。	町民福祉課 健康増進課
児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止法に関する周知を図るとともに、虐待防止、見守りなどの地域における連携強化を促進します。 また、養育困難家庭などの相談事業を充実するとともに、行政関係機関や医療、教育などの有機的な連携による児童虐待防止や虐待を受けた子どもへのケアのためのネットワークを確立します。	町民福祉課 健康増進課

※ ショートステイ事業：この事業は、子育て中のご家庭において、保護者が入院や通院、出張などの理由で、一時的に家庭で子どもを見られなくなったときに一定期間預かるサービス。

※ トワイライトステイ事業：ショートステイ事業と同様に、子育て中の家庭において、恒常的な残業や通院などのために帰宅が遅くなる場合に夜間子どもを預かるサービス

## 2. 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます

### (1) 子育て支援環境を充実します

就労形態の変化等に伴い、延長保育、一時保育、休日保育等の多様な保育サービスや保育に係る費用の軽減策等のサービスを行うとともに、保育施設を利用していない子育て家庭の支援も視野に入れ、だれでもが必要なときに安心して利用できる保育サービスの提供が必要となっています。

こうしたことを受け、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、子どもの成長段階に応じた保育サービスの充実に取り組むとともに、地域の支えあいによる子育て支援サービスの推進する必要があります。

また、妊娠・出産は、女性にとって心身に著しい変化が生じ、出産後からは「子育て」という重責を担うことになるなど、妊娠・出産期に不安や悩みをもつ人が少なくありません。

子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供などを通じて妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図るとともに、父親も含めて親になるための育児教育などの機会を充実していくことが必要です。

このため、就学前児童の保育需要を的確に見極めながら、保育所の充実や適正配置に取り組みます。

また、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、利用者の利便性を考慮しその内容の充実をめざします。

さらに、関係団体への協議要望等を推進して小児医療体制の見直しを実施し、親の相談体制の充実を図ります。

#### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
保育所の受け入れ体制の充実と新たな保育制度への対応	保育ニーズの多様化に対応できるよう、町内全保育所での延長保育の実施のほか、休日保育の実施に取り組みます。	町民福祉課
学童保育の充実	小学校児童をもつ家庭の支援ニーズに対応できるよう、保育内容の充実に努めます。	町民福祉課
救急医療を含む小児医療体制の充実	子どもの急病時に適切に対応できるよう、関係団体への協議要望等を推進して救急医療を含め小児医療体制の充実を促進します。	町民福祉課 健康増進課
親の育児不安の解消、児童虐待防止のための相談体制の充実	母子保健事業の各種育児相談や育児教室などを通じて親子の交流を図りながら育児にかかわる不安や問題に対する指導相談事業、あるいは個別訪問の充実を図ります。 また、保健、医療、福祉、教育などの相談体制の充実と連携により、児童虐待防止に努めます。	町民福祉課 健康増進課

妊娠・出産・育児にかかわる総合的な教育・相談の充実	妊娠から出産、その後の育児に関する不安を解消し、育児を通して親も成長できるよう、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や父親の育児参加を促す意識啓発など教育分野とも連携し母子保健事業の体系的な展開を図ります。	町民福祉課 健康増進課
---------------------------	---	----------------

## (2) 子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します

核家族化・少子高齢化の進行等により、子育て環境も大きく変化しています。子育てに対する不安や負担感が強くなっている中、子育てに関する意識や社会的支援の取り組みも十分とはいえない状況となってきました。

このことが、妊娠・出産・育児にかかわる不安を増大させ、ストレスなど精神的な問題をもっているケースが見受けられます。

今後とも、母子保健事業や医療、あるいは教育分野などとの連携の充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し、きめ細かな相談・指導を進めていく必要があります。

このため、子育てに関する悩みや不安などを解消できるよう、関係部署や関係団体の連携を密にし相談・指導体制を充実するとともに、親同士がふれあい、相互に相談し学びあえる機会の充実をめざします。

### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
民生委員、児童委員、主任児童委員及び保健師、保育士、学校等の連携による指導相談体制の充実	地域に密着した子育て支援にかかわる民生委員、児童委員、主任児童委員や保健師のほか、保育所、学校などの連携を密にし、育児不安などに対する指導相談体制を充実します。	町民福祉課 健康増進課 学校教育課
子育て家庭の親子の集いの機会の充実	育児不安を抱えて孤立することなく、子育てを楽しむことができるよう、親子が集い、交流できる機会を充実します。	町民福祉課 健康増進課
育児学級や家庭教育等の充実	妊娠・出産・育児にかかわる問題を提起し、正しい知識を習得できるよう、母子保健事業や社会教育事業などの連携を図り、育児学級や家庭教育を充実します。	町民福祉課 健康増進課
新生時期の親へのサポート体制の充実	新生児をもつ親の不安を解消し、必要なサービスを適切に利用できるよう、新生時期の親へのサポート体制を充実します。	町民福祉課 健康増進課
養育困難な家庭や児童虐待の予防・早期発見早期対応の体制づくり	児童虐待防止法に関する周知を図るとともに、虐待防止、見守りなど地域における連携強化を促進します。 また、養育困難な家庭などに対する相談事業のほか、虐待を受けた子どもへのケア体制づくりに取り組みます。	町民福祉課 健康増進課

### (3) 子育てを経済的に支援します

経済情勢の低迷が続く中で、子育てに係る経済的な負担感をもつ人が増えており、アンケート調査結果においても経済的な支援を求める要望が最も強く表れています。今後とも、国・県の制度的支援を求めながら子育て家庭への経済的支援を実施していく必要があります。

このため、子育て世帯への経済的な支援のため、国・県の制度改善を要請しながらその充実に取り組みます。また、次世代育成という意識を事業所に浸透させるための啓発活動を充実します。

#### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
子育てにかかる各種サービスの利用料金の適正化の推進	子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子育て支援のための各種サービスの利用料金について配慮していきます。	町民福祉課
地元企業、事業所に対する子育て家庭への配慮・支援の要請	地元企業や事業所に対する啓発を充実し、子育ての社会化の視点から、育児休暇、看護休暇の取得促進や労働時間への配慮、事業所内保育所の設置などを促進します。	町民福祉課
乳幼児医療制度の拡充の検討	乳幼児の医療費の負担を軽減するため、財政状況を考慮しながら制度拡充について検討します。	町民福祉課

#### (4) 就労している子育て家庭を支援します

仕事を持つ母親は年々増加傾向にあります。仕事を持つ母親の子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するためにも、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、男女共同参画社会づくりの一環として、育児を含め家庭生活における男性への参加を事業所などに関する啓発活動を進め、仕事をはじめ女性の社会参加と育児を両立できる環境づくりに総合的に取り組む必要があります。

このため、就労している、あるいは就労希望のある女性が増加し、保育需要が多様化してきていることをふまえ、仕事と育児の両立を支援する保育サービスの充実を図ります。

また、男女共同参画社会づくりの一環として、男女を問わず、子育てに積極的にかかわるよう、町民や事業所などへの啓発活動を進めます。

##### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
就労形態の多様化に対応した延長保育、休日保育などの保育サービスの充実	就労女性の増加や勤務形態の多様化に対応し、仕事と育児が両立できるよう、保育所での延長保育の推進や休日保育の導入など保育サービスの充実に努めます。	町民福祉課
低年齢児の保育需要に対応するための受け入れ体制の拡充	就労をはじめ社会参加する女性が増え、保育ニーズが高まっていることに対応するため、受け入れ体制の充実について検討を進めます。	町民福祉課
就労機会の充実、再就職の促進	子育て中の親の就労機会の充実に取り組むとともに、再就職を希望する女性へのスキルアップの機会の提供や事業所への啓発などに取り組みます。	町民福祉課
子育てへの男女共同参画の促進	男女共同参画にかかわる講演会やセミナーなどを開催し、子育てをはじめ家庭生活への男性の積極的な参加を促進します。	町民福祉課

### 3. 子育て・子育てを支える安心安全な環境をともに築きます

#### (1) 子供の目線に立った遊び場づくり、居場所づくりに取り組みます

子どもの身近な遊び場に対しては安全で衛生的な環境づくりとともに、雨の日にも利用できる室内の遊び場の確保が求められています。

また、中高生にとっては、放課後や休日にみんなで集う場所が不足していることが挙げられています。

さらに、既存施設の柔軟な運営などを通じて、中高生などが自由に集い、楽しむ場の提供が求められています。

このため、身近な遊び場や室内の遊び場などに対する要望の高さをふまえ、子ども同士の協調性や社会性を育む場となる安全な遊び場づくりを子どもの目線に立って計画的に整備していきます。

また、中高生を含め、子どもたちが気軽に使用し、集うことができる「居場所づくり」をめざします。

#### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
身近な公園の環境整備の推進	身近な公園について遊具の整備やその安全性の確認をはじめ、明るく清潔な環境づくりを推進します。	社会教育課 町民福祉課
子どもの立場に立った遊び場作りの推進	遊び場が有効に活用されるよう、子どもの意見を反映させる仕組みづくりなど、子どもの立場に立った遊び場づくりに取り組みます。	社会教育課 町民福祉課
既存施設の活用と柔軟な運営による居場所づくり	子どもの遊びの拠点施設として、既存の公共施設の有効活用や柔軟な運営を図り、子どもの居場所の提供に取り組みます。	社会教育課 町民福祉課
放課後や休日の学校や施設の開放促進	放課後や休日に身近な遊び場を提供するため、学校施設の開放を促進します。	学校教育課 社会教育課 町民福祉課
地域子ども教室事業の推進	子どもがのびのびと安心して集える活動の場を確保し大人も子どもも自由に参加できてような、遊び、まなび、ふれあう機会を充実します。	社会教育課

## (2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます

多くの市民が利用する公共交通機関や公共施設等では、新たに建設される施設及び既存の施設について、バリアフリー化されていますが、バリアフリー化に対応できない施設も見受けられます。

また、連れ去りなど、子どもを対象とした犯罪が全国的に増加する傾向にあることから、地域ぐるみでの安全な社会づくりに取り組むことが必要です。

このため、乳幼児をはじめ子連れでも安心して外出し、施設利用ができるよう、高齢者や障害者を対象とした福祉のまちづくり事業と連携し、子どもや子育て家庭にやさしい子育てバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

また、子どもが安心して行動できるよう、安全なまちづくりに地域一体となって取り組みます。

### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
交通環境のバリアフリー化の推進	公共交通機関について関係機関と連携を図りながら、バリアフリー化を促進します。	総務課 町民福祉課
子育てしやすい居住空間のバリアフリー化の推進	子育て家庭にとって暮らしやすい安全な居住環境づくりについて検討していきます。	町民福祉課
公共施設等のバリアフリー化の推進	道路や公共施設をはじめ、多くの人が利用する施設を中心に、子どもや子供づれにやさしいバリアフリー化を推進します。	総務課 町民福祉課
子どもにとって安全な社会環境づくり	子どもにとって安全な空間づくりのため、「子どもヒヤリハット事業」を通じて子どもの目線から見た危険箇所の発見や「ヒヤリハットポイント・マップ」の作成などを通じて子どもたちの危険予測や危険回避能力の向上を図ります。 また、地域での見守り活動の普及拡大とネットワーク化を推進します。	総務課 町民福祉課
交通安全対策の推進	交通安全教育の充実とともに、チャイルドシートの普及・利用促進に関する意識啓発を図ります。	総務課 町民福祉課

### (3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます

子育てを支える地域社会の結びつきが希薄になり、孤立している子育て家庭が増加傾向にあり、子どもを家庭と地域全体で支えていく取り組みが重要となっています。

町民の意識高揚を図り、相互扶助意識に基づく地域としての子育て力や子育て力を再生していく必要があります。

また、子育て・子育てにかかわる支援策を総合的に進めるためには、福祉部門を中心に施策の充実と相互連携を強化することはもとより、住民が積極的にかかわる実践的な活動を働きかけ、地域との適正な役割分担のもとに相互に連携していくことが必要です。

このため、次世代育成支援の必要性について住民各層の意識を高めていくとともに、次世代育成にかかわる情報の共有化を図り、町民による主体的な活動を広めながら地域としての子育て力、子育て力の再生・向上をめざします。

#### 【具体的な事業】

事業名	今後の取り組み	関係課
次世代育成支援にかかわる情報の提供	子育て家庭の活用はもとより、地域での子育て支援活動を広めるため、子育てマップ、子育てガイドブックの作成やホームページの活用について検討を進めます。	町民福祉課
地域における子育て支援ネットワーク形成の支援	地域ごとに子育て支援のネットワークづくりを進めため、その支援策を講じます。	町民福祉課
地域子育て相互支援事業の利用促進と子育て支援者の育成	社会福祉協議会で運営されている「地域子育て相互支援事業」の周知と利用促進を図ります。 また、子育て経験者などの活用を図り、子育て支援者を育成します。	町民福祉課
子育てボランティアの育成支援	地域における子育て支援活動を促進するため、関係団体等と連携し、子育て経験者など子育てボランティアを育成支援します。	町民福祉課



## 第7章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制を確立します

この行動計画に沿って、着実に施策事業を推進できるよう、また、施策間の効果的な調整が行われるよう、庁内の推進体制を確立するとともに、住民を含めた計画の進行管理を行います。

①地域協議会等を通じた 住民意見の聴取	地域協議会（策定委員会）を基盤に、計画の進行管理とともに、施策・事業の実施に際して住民意見の聴取に努めます。
②全庁横断的な計画推進 体制の確立	子育て支援、次世代育成支援の視点から関連する施策・事業の調整を図るなど、計画推進のための全庁的な取り組み体制を確立します。

### 2. サービス提供体制を整備・充実します

町内の保育園や幼稚園、学校、家庭、地域社会、社会福祉協議会、企業、団体等との連携により、計画を推進します。

また、保健所や児童相談所などとも連携を深めながら計画的な施策の推進に取り組めます。

地域においては民生委員・児童委員の協力を得ながら、きめ細かなニーズの把握とサービス提供に努めるほか、町内会等の自治組織、保健婦、保育園の保育士、学校の教育担当者等の連携により社会全体での子育て支援体制づくりに努めます。

なお、財政面での厳しい状況をふまえ、民間活力の活用に努めます。

### 3. 平成26年度までの主要事業の目標

国の策定指針では、次世代育成支援のための主要事業の目標設定を求めており、これに沿って、後期行動計画期間である平成26年度までに主要事業（サービス）の目標を次表のとおり掲げ、その達成をめざします。

## ■平成26年度までの主要事業の目標■

数値目標対象事業名		平成21年度	平成26年度
1	通常保育事業	受入児童数290人 (3か所)	受入児童数170人 (3か所)
2	延長保育事業	100人 (3か所)	65人 (3か所)
3	夜間保育事業	未実施	今後、ニーズに応じて実施検討
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	未実施	町外施設に委託、または子育て相互支援事業等に対応
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	未実施	町外施設に委託、または子育て相互支援事業等に対応
6	休日保育事業	未実施	14人 (1か所)
7	放課後児童健全育成事業	92人 (2か所)	60人 (2か所)
8	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育) 施設型	未実施	3人 (委託型)
9	一時預かり事業	受入定員30人 (3か所)	受入定員15人 (3か所)
10	特定保育事業*	未実施	子育て相互支援事業等に対応
11	ファミリーサポートセンター事業*	未実施	子育て相互支援事業等に対応
12	地域子育て支援センター事業	未実施	今後検討
13	つどいの広場事業	未実施	今後検討

\* 特定保育事業：1か月当たり64時間以上、家庭での保育が困難な児童について、1週につき2、3日の特定した日時に保育を行う事業。

\* ファミリーサポートセンター事業：子育ての手助けをお願いする人と子育ての手助けができる人が登録し、必要な時に調整しあいながら地域の中で住民同士がささえあう会員制の住民互助活動。



資料

## 1. 太良町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

団体名	氏名	備考
児童福祉施設		
いふく保育園	菅原素春	
多良保育園	上戸ゆかり	
松涛保育園保護者	田崎文香	
大浦児童館	合浦智子	
学校等の関係者		
多良小学校	今田敏彦	
多良小学校保護者	山下浩正	副会長
大浦小学校保護者	大鋸寛	
大浦幼稚園	坪田順子	
社会福祉団体の関係者		
社会福祉協議会	中村秀貴	
学識経験者		
主任児童委員	高松謙二	
主任児童委員	赤木久美子	
母子保健推進員	待永るい子	
こどもの居場所づくり コーディネーター	末田多美江	会長